

第百八十六回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 十 三 号

平成二十六年四月八日(火曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 高木 陽介君

理事 石田 真敏君

理事 橋本 岳君

理事 山口 泰明君

理事 三宅 博君

青島 周平君

伊藤 忠彦君

上杉 光弘君

門山 宏哲君

小林 史明君

助田 重義君

田所 嘉徳君

中谷 元君

牧島かれん君

山口 俊一君

黄川田 徹君

福田 昭夫君

新原 秀人君

馬場 伸幸君

濱村 進君

塩川 鉄也君

土屋 正忠君

福井 照君

原口 一博君

榎屋 敬悟君

井上 貴博君

今枝宗一郎君

大西 英男君

木内 均君

清水 誠一君

瀬戸 隆一君

高橋ひなこ君

中村 裕之君

松本 文明君

奥野総一郎君

近藤 昭一君

上西小百合君

中田 宏君

百瀬 智之君

佐藤 正夫君

政府参考人
(総務省総合通信基盤局長) 吉良 裕臣君

参考人
(日本放送協会理事) 木田 幸紀君

参考人
(日本放送協会理事) 福井 敬君

総務委員会専門員 阿部 進君

委員の異動

四月八日

辞任

長坂 康正君

西銘恒三郎君

湯川 一行君

浅尾慶一郎君

同日

辞任

青山 周平君

助田 重義君

牧島かれん君

佐藤 正夫君

同日

辞任

高橋ひなこ君

補欠選任

長坂 康正君

四月七日

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

地方公務員法等の一部を改正する法律案(原口

福岡 徹君

一博君外三名提出、第百八十五回国会衆法第二四号)

地方公務員の労働関係に関する法律案(原口一博君外三名提出、第百八十五回国会衆法第二五号)

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(重徳和彦君外三名提出、第百八十五回国会衆法第二〇号)

行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会理事木田幸紀君及び理事福井敬君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局長門山泰明君、情報流通行政局長福岡徹君及び総合通信基盤局長吉良裕臣君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤昭一君。

○近藤昭一委員 民主党の近藤昭一でございます。きょうもまた質問の時間をいただき、感謝を申し上げます。

きょう質問させていただくテーマは、昨年の十一月にも本委員会に関連で質問させていただきました。地方自治体の役割というのは、地方自治法にも書いてありますように、住民の福祉の増進を図ることです。そして、そのために地方自治体は公務員を雇用し、公共サービスを提供しているということでもあります。

ただ、昨今の状況を見ますと、総務省の調査によるわけですが、平成二十四年の四月時点でありまして、約六十万人、臨時、非常勤職員の人が増えています。これは平成二十年に比べると約十万人増加をしているということでもあります。

そして、この臨時、非常勤職員の人が増加をしているだけではなくて、同時に正規の職員の人が減少し続けているということでもあります。

また、これは新聞社の調査でありますけれども、西日本新聞の調べによりますと、これは九州であります。九州では全体で四人に一人が非正規職員となっております。そしてまた、非正規の割合が六割を超える自治体もある、こういう調査が西日本新聞によつて公表されております。これは、人件費を削減するために正規から非正規に置きかえられているのではないかと、こういうふうに見えるわけでもあります。

前回の質問のときにも言及させていただきました。確かに、国全体あるいは自治体でも財政状況が厳しい、そういう状況の中にある。そしてま

た、税金でありますから無駄なことはしてはならないということでもあります。しかし一方で、住民の人たちの福祉を増進していかなくてはならない。こういう中で、私は、職員、正規の皆さん、あるいは臨時、非常勤の職員の皆さんに大変にある種のしわ寄せが来ているのではないかと、もちろん、それぞれの皆さんが頑張っておられる、そして、全体でも、今申し上げたように、財政状況が厳しい、しかし、それを個人のある種の負担、そうしたものにやはり追い込んでいってはならないんだと思うんです。

先ほど申し上げましたが、六十万人の臨時、非常勤の職員の人たち、六十万人のうち全体で七四％、保育士などの分野では九六％が女性となっている、こういう数字も出ております。これは、政策決定の場などを男性に任せる一方、社会福祉など住民に直接対応する仕事は、残念ながら、低賃金の非正規、結果として女性に任せることになっているのではないかと、こう懸念するわけであります。

そこで、大臣にお伺いをしたいわけでありますが、今申し上げたように、正規職員が減少する一方で、臨時、非常勤職員が増加をしている、こうした現状について、大臣の率直な認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○新藤国務大臣 今、近藤委員が御指摘いただきましたように、平成二十年から二十四年にかけて、臨時、非常勤職員は約十万人増加している。一方で、正規の職員が約十三万人減少しているということでありまして、この数字から見れば、臨時、非常勤職員が正規職員の代替といえますか、そういったものになっているのではないかと、このように指摘があるのもまた一面の事実だ、このように思ひます。

しかし、個別の行政分野ごとに見てまいりますと、早期保育ですとか延長保育、また少人数学級の開設という多様化、高度化する行政ニーズに対して地方の現場で対応するために、臨時、非常勤職員の皆さんの働く場がこれまで以上にふえてい

る、こういうことも側面ではあるわけでございます。

地方公共団体がこうした多様な行政サービスに対応していく必要がある、あわせて、さまざまな働き方へのニーズがある、こういうものも踏まえながら、よりよい地方自治、行政運営のためにさまざまな工夫が重ねられているのではないかと、このように考えているわけでございます。

○近藤(昭)委員 大臣、ありがとうございます。大臣が今おっしゃったように、個別に見てみると、足りないところに新たなニーズが生まれて、そこに新たな職が生まれているということでもあるのかもしれない。

ただ、もともと、臨時職員、非常勤職員は確かにそういうところがあったと思うんです。時によって子供さんがふえるとか、あるいはそのときの経済の状況とかでニーズが変わってくる、こういうところがあるんだと思ひます。そういうところに臨機応変にそうした仕事の提供というものが行われているところもあるんだと思ひます。

当初、専門的な知識を持った方が、例えば、精神的な悩みについての相談をする、ですから、月曜日と水曜日、週に二回とか、まさに臨時で非常勤でそうした方が来てそうした相談に乗ってきた。そういう時代、そういうところも、もともと臨時、非常勤職員の仕事というところにはあったと思うんです。

ただ、一方で、最近では、これは昨年の十一月にも言及させていただきましたが、ある種、非常に典型的といえますように、実は、日ごろから、平常から必要となっている仕事に常に臨時、非常勤ということで仕事をせざるを得ないというところがある。臨時、非常勤でありますから、雇いどめ、そういうような危機もある。

先ほども申し上げましたが、確かに大臣がおっしゃったようなところもあるのかもしれないませんが、全体でいうと、割合としては、そうした臨時、非常勤の人たちが余りにもふえているのではないかと、このことを危惧するわけであります。も

う一度、大臣、その辺はいかがでありますでしょうか。

○新藤国務大臣 行政の現場においてさまざまなニーズがあるから、それに対してきめ細かな対応をしようとする、そこに必要な人数が出てくるという側面があります。それから、働き方もどんどん変わっていった、子供を育てながら働く、また、自分で、家と仕事を両立させるための、そういう限られた時間を有効に活用しよう、こういう方もいると思ひます。

ですから、一概に、これで全て万端、万全ですとも言えないし、また、全くとってこれが今非常に不都合である、こういうふうにも言い切れないところがあるから悩ましいわけでありまして、しかし、この非常勤の職員がほとんどふえていっている、それは、世の中で非正規雇用がふえていっていることと符合する部分があると思ひます。

ですから、できるだけ、人間は豊かに生活を送る、そして自分が求める暮らしというものを実現させるためには、やはり行政も、社会的に対応を工夫していかなくては行けない。こういう中で、地方公務員の世界においてもさまざまな工夫をしていく。それには、まず現場の声をきちんと聞く。実態を踏まえた上で適切な対応をしなければいけない、これはいつも心がけているところでございます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

新藤総務大臣もよくそうしたことは御理解をいただいているんだと思ひますけれども、本来の、今大臣も言及していただいた臨時、非常勤職員の皆さんが担ってきたところから、もともとと平素から常にニーズがあるというところに随分と、私は、そうした職場がふえていて、そういう中で働いてみえる方が、ある意味でいいかもしれません、非常に厳しい状況の中で働いている。そして、かつ非常勤でありますから、雇いどめのよう不安がある、こういうことだと思ひます。私は、それでは、先ほども冒頭に申し上げました、

地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることであるから、そうしたことに對して影響が来るんだというふうに懸念をしているということでもあります。

それで、大臣、先ほどちょっと女性のことにしても触れさせていただきました。非常勤の方の中で特に女性の占める割合が多い、こういう数字が出てくるということでもあります。そういう意味では、安倍政権では積極的な女性の登用をうたっているわけでありまして、臨時、非常勤の立場で政策決定に携わるような場面は少ないのではないかと。そういう意味では、女性の登用にはつながりにくいと思うわけでありまして、大臣、その点はいかがでありますでしょうか。

○新藤国務大臣 先ほども触れていただきましたけれども、臨時、非常勤職員の四分の三は女性であります。これは、臨時、非常勤職員が公務運営の重要な一翼を担うとともに、職種が看護師、保育士、給食調理員さん、こういう方々はやはり女性の比率が高くなるのは至極当然のことではないかと、このように思ひますし、そういった意味で全体的に女性の比率、割合が高くなっている、こういうことは認識しております。

しかし、これに加えて、臨時、非常勤だけでなく正規の職員においてもやはり女性の活躍を期待したいと思ひます。安倍政権が積極的な女性の登用を図っている、これは成長戦略の一つでもあって、今すぐ推進していこう、こういう大きな項目の一つなんです。

その上で、私どもとしても、地方公共団体における管理職の女性の割合をふやしていきたい、このように考えています。既に数字は出ておりますし、委員も御承知だと思ひますけれども、既に何度も会議をやらせていただいております。会議の場を通じて、平成二十五年年度だけでも女性の登用についての働きかけを全国で九回行わせていただいておりますし、それから、女性の採用についての通知も発出させていただいているわけであり

それからさらに、今回工夫をいたしましたのは自治大です。自治大学の女性の幹部登用研修というものが、これまで年に一回百二十名の定員で行っていたんですけれども、これを拡充しようではないかということで、今年度から年二回二百四十名の定員でやろうと。全国から元気な女性の幹部候補生という自治大で研修する人、この人たちは、戻って、やがて幹部になることを期待されるわけでありまけれども、そういった皆さんのコースも倍増させていただいて、そしてまた、そういうところでどんどん張りを持って女性ならではの視点からのすばらしい行政を展開していただきたい、そういう機会を広げていく、そういう努力をさせていただいていこうと思っています。

○近藤(昭)委員 そうした取り組みをぜひ、男女が平等に雇用を受ける中で、そしてまた、それぞれの役割、能力がしっかりと発揮できるように、だからこそ、安倍政権でもそうした女性の登用に積極的な施策をされているんだと思いますが、ある種、現状を打破していくためにはそうした特定の施策、今いろいろと大臣にもお触れいただいた施策が必要なんだと思いますので、そうしたことを積極的に進めていただきたいというふう

に思うわけがあります。

さて、もう一度、臨時、非常勤職員の方のことについて伺いたいと思います。

冒頭でも申し上げ、そして大臣にもお答えはいただいたところでありますけれども、臨時職員として非常勤職員の皆さんの役割、位置づけというのは、大臣もおっしゃったように、そのときのニーズ、あるいは専門的な知識の必要性でそうした役割、位置づけがあるんだ、こういうことだろうとは思っています。ただ、申し上げましたように、そういうところでないところに随分と、そうした臨時、非常勤職員という不安定な立場で仕事をされている方が多いのではないかと。

先ほど申し上げたように、臨時、非常勤職員の割合が六割ということは、これはやはり、まさしく臨時の職場に対してそうした方がそういう立場

で働いているというものではないんだと思うんですね、六割にもなっているというような状況では。そうすると、こういった自治体では、臨時、非常勤職員の存在なしでは業務が立ち行かないのではないかと思うわけがあります。

○新藤国務大臣 この六割の人を臨時的、補助的な職と言っているのか、そしてまた、そういう立場で仕事をしてもらうという状況でいいのかということだと思いますが、大臣、いかがでありますか。

○新藤国務大臣 私もこの新聞報道は承知しているわけでありまして、長崎県の佐々町というところでしょうか、非正規職員の割合が六割を超える自治体がある、このような御紹介もあるわけでありま。

法制度上は、臨時、非常勤職員は、あくまで臨時的に、そして補助的な業務に任期を限って任用されるものであつて、その業務の内容や責任の程度は正規職員と異なるべきものである、このように承知をしております。しかし、例えば公立保育所の運営に当たって、将来の民営化を見据えたり、一時的な保育需要の増加に対応するために、当面の対応として臨時、非常勤の保育士が任用され、業務に従事するといった、実際の地方行政の現場では行政サービスの重要な一翼を臨時、非常勤職員が担っている、こういう実態は否定できないわけがあります。

こうしたことを踏まえまして、正規職員と同様の本格的な業務に任期を限って従事させるための仕組みとして、平成十六年からでございますけれども、任期つき職員制度を地方独自に整備充実したところでありまして、この活用実績は、福祉や教育などの対人サービス分野を中心に非常に高い伸び率を示しております。毎年大体二〇%から三〇%ぐらいの割合でふやしている、こういうところでありま。

先ほど申しましたが、高度化し多様化する行政ニーズに的確に対応するために、こうした制度も使つて、さまざまな運用がなされるように期待

をしたい、このように思います。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

大臣のおっしゃることも、そういう側面もあるんだと思いますが、ただ、やはり六割という町があるというのは、六割というのはかなり普通でない数字だと思ひます。

そういう意味では、総務省として、そうした臨時的、補助的な職員の人たちがふえている、そういう中で、行政サービスにどんな影響があるのか、例えばそういう調査をしていらつしやるのか、あるいは、何らかの聞き取りと申ししましようか、そうした状況が住民サービスに与える影響があるのか、あるいは、あるとしたらどういう影響なのか、そこについてはどのように認識していらつしやるか、検討していらつしやるんでし。

○新藤国務大臣 地方の現場におきまして、どの業務にどのような任用や勤務形態の職員を充てるか、これにつきましては、住民サービスの維持向上を前提にして、各地方公共団体が、それぞれの実態を踏まえて、責任を持って適切に判断されるべきものだ、このように考えております。

また、地方団体においては、それぞれの実情に即して、最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現する、そうした中で、最小のコストで最も効果的な行政サービスを提供できるように、このような取り組みをされていると思ひますし、そのような努力があるわけでありま。

○近藤(昭)委員 冒頭にも私も申し上げましたように、税で動いているというところでありま。そういう意味では、効率の高い提供の仕方というものがあるん前提になるわけだと思ひます。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、ここ数年で、これも大臣もお答えいただいているように、時代の変動の中でそうしたニーズが臨時的に出てくるから、そうしたものにに対して対応しているんだというお答えではあります。一方、これも今申し上げたように、六割の人が臨時、非常勤職員で働いているというのは、やは

り、そこに何らかのギャップが必ずあるんだと思うんですね。

それは、財政的に追いつかないといひましようか、やはり予算の中でどうしても動かざるを得ないようなところがある。予算が限られているけれども、しかし行政サービスをしっかりとしたいかなくてはならないから、それぞれの自治体が臨時、補助的なことで職員の人を雇わざるを得ない、そのことによつて行政サービスを維持し、あるいは向上させていこうとする。

しかし一方で、そのギャップが大き過ぎると、やはり、その方の報酬が非常に厳しいものになつてくる。さらに、その人が非常に無理をするというか、負担がかかってくる、こういうところがあるんだと思ひます。あるいは、職場によつては、現場に非正規職員しかいない、こういう職場もあるようでありま。そうすると、非常勤の対応や、あるいは業務の引き継ぎ、そうしたことで問題が出てくるのではないかと、課題が出てくるのではないかと、こういうふうな思ひわけでありま。

大臣、まず一点としては、そのギャップというのがかなりあるのではないかと私の危惧、そしてもう一点は、非常勤の人しかいないという中で、引き継ぎ、あるいは非常勤の課題、問題があるのではないかと思ひますが、いかがでありましようか。

○新藤国務大臣 まず、公務員の働き方の問題につきましまして、これは国家公務員も同じです。国も地方も同じなんです。委員も、役所の中がどういうふうになっているかというのは御承知だと思ひます。

よくよく考えてみると、私たちは、行政改革をせよ、そして仕事の効率化を圖れと言つておりますけれども、そこで減つた仕事はないんです。ね。よりサービスをよくするために、きめ細かく、柔軟に、多様性を持つて対応しよう。ですから、仕事はふえ続けているんです。かつ、社会がどんどんと変わつて、それぞれの生活スタイル

も変わってきて、一人一人が自分たちの満足を追求める度合いは今まで以上にこれからもふえていくわけですから、そうすると、仕事は減らないまま、多様性がふえる。

一方で、特に公務員については、行政改革の中で、人件費の問題と、それから定数の問題、これはずっと取り組んでいるわけでありました。したがって、仕事はふえていて人が減らしている。効率化を図るための工夫をしているが、結果的には、そこにすき間を生じさせるわけにはいかないから、それをどう手当てするかということの今ジレンマがあるということだと思います。

それから、委員が御指摘をいただいたような、例えば、合併によって市が広域になって、しかし、かつての役所が支所となって、幾つにも業務が逆に分散してしまっている。しかし、かつての役所のように職員はいないわけですから、そうすると、どうしてもそこにすき間が生じてしまう。

これは、臨時の職員にそこに入っていたとしても、責任ある対応というのは、当然責任の度合いが違うわけですから、こういうジレンマの中で、では我々はどうしたいんでしょうかということもいつも頭に置きながら、できるだけ処遇の改善を図っていききたいと思うし、そしてできるだけ業務は効率化させていきたいという中で、やはり我々も今、これはずっと課題にしながらこなし続けていく、こういうことだと思います。

ですから、この先に、一つは、ICTによって電子行政を進めることで省力化ができないだろうか。本当の意味で、仕事の質を落とさずに、一人一人の業務量の負担を減らすことで、その浮いた部分を足りないところにいけるのではないかと。残業を減らすことにもつながると思いますし、やはり何かしらの工夫をしないと、今のままでいいとは思ってありませんので、いろいろな工夫をしていきたい、また研究をしていきたい、このように考えております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。そうした、大臣もおっしゃったバランスといい

ましようか、一つの課題を解決しようと思えば別の課題が出てくるような、財政的な課題が出てくるような、そういうところもあるんだと思います。

ただ、もう何遍も繰り返しますが、そうしたものが個人の責任に帰さないようにしていかないといけないと思います。そういう意味では、あらゆる施策を投じていかなければならないと思います。

それで、お伺いをしたいのは、そういう中で、確かに、課題が百点で全部は解決できないんだ、段階を追って、あるいは今大臣もおっしゃられたICTを利用するような新しいものもやっていく、そういうことで総合的にやっていかなくてはいけないんだと思います。ただ、一方で、非常に厳しい処遇で働いておられる方がいるんだと思うんです。

これは働く人たちがつくる自治体の調査なんですけれども、二〇一二年であります、臨時、非常勤職員の六割以上が週勤務時間で正規職員のうちの四分の三以上になっている。しかし、賃金については時給平均は八百円台であるということ。平均月給が十四万から十六万が最多数となっていて、多くの臨時、非常勤職員の年間賃金は二百万円前後、それ以下になっているということがあります。

正規職員と質的、量的に同じような働きをしている臨時、非常勤職員が多い中で、つまり、大臣もおっしゃったように、これは確かに臨時的な仕事かもしれない。去年はなかったけれども、ことしはニーズがあるからここに臨時的に職員の人をさらに雇用してやっていくということかもしれない。しかし、仕事の内容が同じであって正規の人との差が大きいということは、やはり不公正であるんだと思うんですね。

ですから、たとえ臨時、非常勤であっても、同じ仕事をしていれば賃金水準としては同等でなければならぬと思うのでありますけれども、臨時、非常勤職員の方の賃金のあり方について大臣

はどのようにお考えになるか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○新藤(昭)大臣 臨時、非常勤職員の処遇については、これは原則でありますけれども、地方公共団体が、この制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件を確保できるように、みずから責任を持って適切に対応すべきだ、このようなことが原点です。

その上で、総務省としても、二十一年の四月であります、臨時、非常勤職員の任用に当たっての留意事項を通知を出させていたしております。まず、報酬につきましては、常勤職員の給料と同様に、職務給の原則を踏まえて、職務の内容と責任に応じて適切に決定されるべき、さらに、通勤費用の相当分については、費用弁償として支給することができ、時間外勤務に対する報酬について、支給しなければ労働基準法の規定に抵触する等の助言を付した通知を出させていたいただいているわけでありました。

また、各地方公共団体の人事担当者の会議等の場においても、その内容の周知徹底には努めてきているわけでございます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。そうしたものが適切になされるように、通達を出しているということでもあります。

そうしたことをしっかりといただきたいという一方で、ただ、先ほど申し上げました調査によると、残念ながら、変わらないような働きをしている実態がある中で二百万円前後ということ、やはりまだ差がかなりあるのではないかと、思うんです。

もちろん、その二百万円の方が、ほかでの収入があるのかないのか、どういうような状況で働いているのか、いわゆる周辺の状況はさまざまあると思いますが、二百万円前後である、非常に厳しい中で働いている方が多いということ、この金額といましようか、そういうことについては大臣としてはどのように思われますでしょうか。通達を出しても、まだ追いついていないところがあるの

ではないかと思いますが。

○新藤(昭)大臣 先ほどから申し上げておりますように、地方の現場で行政サービスが多様化している、そしてそれに対応するための新しい仕事がある。一方で、働く側の方々も、働き方へのニーズというのがさまざまあるという中で、地方公共団体がそれをうまく組み合わせることで効果的な行政サービスを提供されるように、そういう工夫をしているんだというふうに思います。

先ほど申しましたが、臨時、非常勤の職員の方々ににつきましては、報酬は、これは常勤職員の給料と同様に、職務給の原則を踏まえて、この原則を大切にしたい。具体的な職務の内容に応じて適切な判断をしてほしい、このように思っているわけでありました。

これはまた引き続き、私どもとすれば、そうしたことは地方団体の皆さんに助言をさせていただきたい、このように考えております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。繰り返して本当に恐縮であります、これは国でもそうですけれども、地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ること、やはりその目的のためにしっかりととした体制をとっていく。そして、その体制を担う方々の働ける状況というものがしっかりと守られていくといましようか、しっかりと守らなければならぬと思います。そういう意味で、大臣には引き続き、そうした施策をしっかりと推進していただきたい、そう思うわけでありました。

それでは、NHKの受信料についてお伺いをしたいと思います。

現在では、パソコンにチューナーをつけるとNHKの放送が見られるようになっていくということとあります。また、ワンセグ対応の携帯電話やスマートフォンでも見られるわけがあります。このようなパソコンや携帯電話を持っている人に対する受信料の徴収体制と支払い状況というのはどうなっているのか。また、こうしたパソコンや携帯電話を持っている人の数はどの程度いると推測ある

いは調査していらつしやるのか。

特に若い人たちの単身世帯では、据え置き型のテレビを持たない人があてられているわけでありすが、テレビを持たない層があてて、そうした人から徴収しないのであれば、実質的な徴収率は低下をして、受信料収入が減っていくのではないかと、こう危惧するわけですが、その対策、対応についてどのようにお考えであるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○福井参考人 パソコンそれからワンセグつきの携帯電話につきましても、テレビ放送が受信できれば受信契約の対象になりますことから、テレビを設置している場合と同様に、訪問等によりまして、契約が必要であるということの説明した上で、御契約をいただくように鋭意努めております。

ただし、受信契約者の方から受信設備の形態まではお届けいただけないために、パソコン、ワンセグなどの形態別の受信料のお支払いの状況等については把握をしてございません。

御指摘のとおり、若年層の方々からも受信料をお支払いいただくための取り組みが重要だと認識してございます。このため、新社会人や学生の方々が新生活を始める春から、NHKのホームページとか番組のスポット、それからパンフレット等を通じて、受信契約の必要性について積極的に周知をしてございます。

それから、大学に協力をお願いしまして、新入生に対しまして受信料制度について説明をする機会を設けるとともに、NHKに關します講座を開設するなど、NHKに對します理解を深めてもらうためにさまざまな取り組みをして、契約の増加に向けてやってございます。

○近藤(昭)委員 そうした啓蒙活動といひましようか、そうしたことをやっているということでありすが、仕組みとしては、今も申し上げました、最近ですと、据え置き型のテレビを持っていない、テレビとしてはパソコンあるいはスマートフォンで見ている、こういう単身の学生の方、そ

うでない方もいらつしやると思うんですが、多いのではないかと思います、そういうところにも本来はそうした契約を結んでもらう、こういうことでありましようか。そして、その状況というのはどういふふうに想像していらつしやるんでしやうか。

○福井参考人 ワンセグ等の受信契約の必要性につきましても、NHKのホームページ、各種パンフレット、それから携帯電話各社のホームページで広く周知して、丁寧な説明に努めてござい

ます。ただし、今どれぐらゐの数という契約があるかというところにつきましては、先ほども申し上げたように、受信契約形態別に把握していないということ、これは推計も今現在出てござい

ません。○近藤(昭)委員 わかりました。きようはその状況を大まかに聞いてということにしておきますが、実態がわからない中で、なかなか対応というのは難しいかというところを指摘したいと思ひます。

そうしますと、ちよつとまた違う角度からお聞きをしたいと思います、パソコンということに申し上げますと、オンデマンドというインターネット配信による視聴が今可能となつて

いるわけでありすが、地上波と衛星放送の受信料については、放送法第六十四条によつて規定をされている、支払いは義務づけられていないという特殊な形態になつて

いる。一方、オンデマンドは、放送法における放送の定義の外にあると思はれるわけでありすが、その契約については、私も知り合ひの人から、周りの人からたびたび、受信料と料金の二重取り、つまり、一度放映して受信料を払っている、そして今度は、オンデマンドということ、それを見ると

きにまた料金を払っている、二重取りではないかと質問をする方もいるわけでありすが、オンデマンドによつて料金を徴収できる根拠は

何なのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○福岡政府参考人 御指摘のNHKオンデマンドでございますが、このサービスは、放送法第二十条第二項の規定に基づきまして、通信サービスとして、御指摘のようにNHKの任意業務として行つて

いるもの、そういう位置づけでございします。これも御案内かと思ひますけれども、NHKの過去のすぐれた、いわゆるアーカイブと言われる番組資産、あるいは見逃した番組などをインターネットを通じて手軽に利用できるサービスということ、国民・視聴者の皆様方にとつても有用なものであるというふう

に考えてございします。それで、このNHKオンデマンドを具体的に提供するに当たりますと、NHKにおきまして、著作権の処理あるいは通信回線の利用料等々が、放送による提供とは別にかかる、そういうコスト

がかかるというものでございします。また、これはあくまで、インターネットを通じて利用されようとする特定の利用者の方々に対して提供すること、ということでございます。そういうことから、受益者負担を求めていることが妥当であり、受信料とは別料金を徴収するといふような考え方に基づいて

いるものでございします。なお、同じことの繰返しになるかもしれませんが、オンデマンドサービスは通信サービスでございまして、受信料はあくまで、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が負担する。したが

いまして、ある意味、今申し上げました特定の利用者のみが通信サービスとして受益をするものに対して受信料を充てるということになりますと、利用者間での公平の問題も生じるというよう

なことから、別の料金を徴収しているものでございします。○近藤(昭)委員 そうした、本来といひましようか、受信料で受けている趣旨とは違ひ、新たに提供するサービスに伴う費用である、こういうことだと思ひます。ありがとございします。

それでは、最後に、現在、NHKは、ラジオ放送が三局、テレビがBSとワンセグを含めて五局、さらに国際放送のラジオ一局と衛星テレビ二局を抱え、ここ数年で見ても、番組数を大きくふやしているわけでありすが、

NHK全体における、十年前の番組数と現在の番組数を教えていただきたいということ、他方で、職員は、ここ十年で一万三千人から一万五千人以下へと約二割減つているということであり

ます。外部委託をふやしているということなのかもしれせんけれども、単純に考えて、番組のクオリティー低下や職員の負担が大きくなつて、こういうことを懸念するわけでありすが、いかがでありましようか。

○高木委員長 申し合わせの時間が過ぎているので、短く願ひします。

○木田参考人 お答えいたします。毎年四月の番組改定期のタイトル数で比較しますと、平成十五年は、国内のテレビ五波で四百五十八番組、音声三波で百八十五番組でしたが、平成二十五年は、テレビ四波で四百四十八番組、音声三波で二百十番組となつております。ただし、平成二十三年四月からBS二波化になつてお

りますので、テレビの国内放送は五波から四波に減つております。また、国際放送は、平成十五年度にテレビ二波で百八十番組、音声一

波で二百七十番組だったものが、平成二十五年はテレビ二波で二百五十一番組、音声一

波で二百三十三番組となつております。御懸念の点でありますけれども、番組制作の多くはNHKの関連団体に委託されてお

デューサーが必ずチェックするという仕組みをとっており、番組のクオリティー低下につながるのではないように努めております。

○近藤(昭)委員 どうぞよい番組をつくり続けていたいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、馬場伸幸君。

○馬場委員 皆さん、お疲れさまです。日本維新の会の馬場でございます。

前回私の総務委員会の質問のときに総務省と少しトラブルがございまして、その後、新藤総務大臣、また高木委員長、各会派の理事の皆様方に特段の御配慮をいただきました。

総務省の方からも、私の質問内容でありました地方自治体の特別議決の話、また再議の話をその後詳細に御説明をいただきましたので、ここは矛をおさめさせていただきたいと思ひますし、御協力いただきました皆様方に感謝申し上げますと思ひます。ありがとうございます。

本日は、私の方からは二点について質問をさせていただきますというふうに思ひます。

質問に入る前に、一般的に政治家は、特に国会議員は、選挙のときには、国民の声を国政に届けるというようなスローガンであるとか、公約というのをほとんどの政治家の方が掲げておられると思ひます。我々も、国民政党としてそういう基本理念で頑張っていきたいというふうに思っております。また、消費税が四月一日から上がりました。政府の方では臨時福祉給付金のようなものもいろいろ御用意をいただいておりますが、私は、あらゆる方面から国民の負担を軽減させていく、その可能性を探っていくことが肝心ではないだろうかというふうに考えておりました、この二点を背骨としたしまして質問をさせていただきます。

昔、はやりましたが、小さなことからこつこつと、一国民の声がこの場に届いて、そして実現する、そんな質問を目指してやっていたというふうに思ひますので、ぜひ御協力をお願い申し上げます。

げます。

先般、私の方から、年金の問題、年金の状況の調査であるとか相談という観点から日本年金機構がされておられますねんきんダイヤルの件で、これはナビダイヤルというんですか、昔でいうQダイヤルのような料金体系の相談窓口になつていくという指摘をさせていただきました。

そのときには、厚生省の参考人の方からも、検討すると。また、新藤総務大臣からも、速記録をきよう持つてまいりましたが、段階的にですけれども、しっかりと対応していくという中で、もと、国民に対して政府がまず基本的に行うサービスである、この観点からいろいろな工夫をしていただきたい、またそうしていかなくてはならないのではないかと、このように考えておりますという御答弁をいただいております。

その後、厚労省とも話をしておりますが、検討しているということでございますので、きょうは質問はいたしませんけれども、先般、私のもとに、このねんきんダイヤル並びに行政機関の相談ダイヤルの取り組み事例というものを御報告いただきました。

これを見ますと、法務省さんが登記とか供託のネット、こういう窓口を持つておられます。また、これも国民の皆さん方から多い相談の一つですが、法テラス、これも窓口を持つておられます。そして、みんなの人権一〇番というものもございまして。そして、国税庁の方は、e-コクゼイというんですか、税金相談だと思ひますが、これの窓口を持つておられます。そして、総務省では行政相談ダイヤルという窓口をお持ちでありますし、厚労省さんは労災保険相談ダイヤルという、ねんきんダイヤル以外にも多種多様な相談ダイヤルというのがあるという御報告をいただいております。

しかし、いずれもねんきんダイヤルと同じような、ナビダイヤルの形式をとっておられます。したがって、先般申し上げましたが、通話料が何と二十秒で十・五円、一分しやべれば三十一円

五十銭というような非常に高額な状態になつておりました、相談される国民の皆様方の負担は非常に大きいものがあるんじゃないかなというふうに私は思ひます。

特に、このねんきんダイヤルの方は、相談をするための原因、起因しているのは、元社会保険庁にあるわけでございます。新藤大臣も前回の答弁の中でおっしゃっていただきましたが、社会保険庁がきつと個人の年金記録を管理していれば、こういうようなダイヤルを設置することもなく、国民の皆さん方が安心して年金を受け取れるという状態であつたわけでございます。国民が好きこのんで年金制度をないがしろにしているというわけではありせんので、ほかの相談ダイヤルとは少し意味が違うのではないかな、私はそういうふうと考えております。

今検討していただいているということでございますので、これは幾らもお金のかかる話じゃないと思ひます、厚労省なり日本年金機構の予備費ぐらいで対応できるようなポリシーームの金額じゃないだろうかなというふうに考えておりますので、総務省の皆様方におかれましては、これから年金の相談業務、また状況調査の仕分けを厚労省さんと進めていく、日本年金機構さんと役割分担をきつとしていくという答弁を先般いただいておりますので、ぜひそういう機会に総務省さんからも強く要望をさせていただきたいということを冒頭申し上げておきたいと思ひます。

これについては、きょうは質問は控えさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。先般から、我が党の熊議員そしてみんなの党の佐藤議員、携帯電話の問題についていろいろと御質問がございました。きょうは、その観点を交えて、携帯電話の問題についていろいろとお聞きをしてまいりたいというふうに思ひます。

この間、総務大臣が、携帯電話がスタートしたときに、弁当箱みたいなものを担いでいた。非常に懐かしい、今から三十年ぐらい前の話だつた

と思ひます。私も秘書をやっております、あの弁当箱みたいなものでばんと頭を後ろからよく殴られました。非常に思い入れのある携帯電話でございますが……(発言する者あり)電話の使い方じやなしに、怒られ方の話なんですけれども、それからどんどんどんどんこの三十年間で進化をいたしました、我が党の熊議員が申し上げました、もう携帯電話というのは必需品なんですね。別に高級品でもないです、国民がまあなく所有するというようなレベルにまで今達してきております。短期間ですごい技術的な進歩もありましたし、普及をいたしましたので、そのひずみとして、やはりいろいろな部分で今問題が出てくるというふうに言われております。

総務省の方では、この問題に対応すべく、ICTサービス安心・安全研究会、特に消費者の保護という観点に立つてこの研究会を立ち上げたというふうにお聞かせをいただいておりますが、ICTサービス安心・安全研究会、まず、この研究会の目的、また検討事項について御答弁いただきたいと思ひます。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。まず、研究会の目的でございます。携帯電話サービスに関する諸課題への対応につきましては、料金低廉化それからサービス多様化のための競争政策の見直しとともに、それと車の両輪をなす利用者視点に立つ課題についても、二〇二〇年代を見据えた対応が必要であります。そのため、総務省では、消費者保護ルール等の直面する課題への対応を初めといたしまして、中長期的視点から対応が必要と見込まれる事項について検討するために、ICTサービス安心・安全研究会を設置することとしたものでございます。

検討事項でございます。当面の具体的な検討事項としまして、消費者保護ルールの見直し、充実、それからICTによる二〇二〇年代創造のための青少年保護、育成のあり方、それから料金等の提供条件のあり方といったICTサービスの進展に応じた課題への対応を

取り扱うこととしておるところでございます。

このうち、直面する課題であります消費者保護ルールの見直し、充実につきましては、新たにワーキンググループを設置して検討しているところでございます。

また、販売奨励金等のあり方や利用者ニーズを踏まえた料金体系の実現の課題につきましても、必要に応じ、当該ワーキンググループに新たに構成員を加えたアドホック会合を開催する予定でございます。

○馬場委員 私も時々携帯電話のショップなんかに行きますが、窓口でいろいろ係の方から説明を聞いても、大体、私自身がアナログ人間でございまして、用語がまずわからないんですね、何を言っているのかよくわからない。そして、いろいろなセットプランみたいなものをお勧めしてくれるんですけども、一体どれが私自身にとってメリットがあるのかということも、基礎的な知識がありませんのでよくわからないということでございます。恐らく、私のような方が、代理店へ行かれています方の半分ぐらいはいらつしやるんじゃないかな、感覚的にそういうふうに思います。

そういう意味で、このICTサービス安心・安全研究会、非常に国民側に立ったよい取り組みだというふうに思いますが、この研究会の今後のタイムスケジュール、これについてお聞かせいただきたいと思っております。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

スケジュールでございますが、直面の課題であります消費者保護ルールの見直し、充実につきましては、ワーキンググループを設置して検討しているところでありまして、関係団体、事業者からのヒアリング等を踏まえまして、六月から七月ごろには中間的な取りまとめをいただく予定というふうになっております。

取りまとめた内容は、今現在、情報通信審議会の中で、二〇二〇年代に向けた情報通信政策のあり方が開始されておりますけれども、これにおける議論に貢献していくことにいたしております。

ます。

○馬場委員 いろいろと御検討いただいて、中長期的な部分について活用していくということでございます。

ここで、皆様方のお手元に、きょうは、総務省の方からいただいた資料、主な携帯電話事業者の営業収益と費用という表題の資料を配らせていただいております。これは、NTTさんとかKDDIさんとかソフトバンク、会社ごとに、営業収益、営業費用、営業利益と当期純利益という項目で列記をさせていただいております。

純利益というのはすごいあるんだな、私がばつと見た感想としては、営業収益の一割前後が純利益として残っているんだなという感触を持ちました。また、営業費用に占める電波利用料負担額、これが非常に安いんじゃないかなという一般人としての感覚を持つておるわけでございます。

この電波利用料負担額、この委員会でもいろいろな面から議論がありましたけれども、この電波利用料の負担額というのをどういうふうに決めているのか、申しわけないですが、もう一度御説明いただけたらというふうに思います。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

電波利用料制度は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、無線局の数だとあるいは周波数の幅に応じて算出された金額を納付する制度でございます。営業収益の規模等に応じて徴収される性格のものではございません。マンシオンに例えれば、管理組合に残すべき月々のマンシオンの管理費が、各区分所有者の年収の規模等に応じて増減されるものではないというのと同様でございます。

この算定の考え方でございますが、電波利用料の料金算定に当たりましては、三年間に必要な電波利用料を、その性格に即しまして、電波の経済的価値の向上につながる事務、これをa群と称しておりますが、これに要する費用と、それから電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務、これをb群と称しております、この

二つに分けてまして、前者につきましては、これはa群に要する費用でございますが、各無線局が使用する電波の帯域幅の経済的価値、すなわち、言いかえれば使用周波数帯の逼迫度合いに応じて配分しまして、後者はb群と言っておりますが、これにつきましては、無線局数で均等に配分して、携帯の場合も今年間二百円でございますが、それらを合計して各無線局の料額としております。

今申し上げました電波の利用価値の向上につながる事務につきましては、これが経済的価値の向上につながる事務というところから、使用周波数帯の逼迫度などから使用帯域幅、出力、それから設置場所の違い等を勘案しまして、それぞれの無線局が使用する電波の相対的な経済的価値に応じて費用を配分しているところでございます。

一方、b群につきましては、各無線局の使用帯域幅、出力それから設置場所の違いによらず、基本的にはひとしく受益するものであることから、原則、無線局数で費用を均等しております。

以上でございます。

○馬場委員 先般の佐藤正夫議員の質問の中でもございました、我が党の小林議員の質問の中にもございました、一般のエンドユーザーの感触というのは、携帯電話の利用料は高いなというのが多くの感想だというふうに思います。

この表を見ていただいても、三社合わせると営業収益は十一兆円あるんですね。電波利用料は三社合わせて五百四十億円しかない。えらい電波利用料も安いものやなという感覚を国民の皆様方は持っているんじゃないかなというふうに思いますし、いろいろなところを削減また改革すれば、エンドユーザーの利用料はもっと下がるんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。

そういう状況の中で、先般、佐藤正夫議員の質問の中にもございました、代理店が行っているキャッシュバックサービス、これがメディアの方で特集がございました。私もたまたまそれを見て

いたんですが、佐藤議員は何か、自分がキャッシュバックを受けられなかったということでさっきも怒っておられましたけれども。

私の地元の秘書さんが、この間私と話しているときに、家族五人全員、携帯を乗りかえたと言ってますね。ああそうと。そうしたら、そのキャッシュバックで十五万円ももらったと言っているんですね。私、何を言っているのか、そのときはちょっとぴんとこなかったんですね。東京の方へ参りまして、うちの東京の秘書さんに聞きますと、その秘書さんの妹さんが一台携帯を乗りかえた、それで何とキャッシュバック六万円ももらったと言ってますね。これは、もらった方はみんな手放して喜んでおられるんです。

ところが、この仕組みをよく考えてほしいんですね。お金というのは湧き出てきているんじゃないので、恐らく、キャッシュバックサービスでキャッシュバックされたそのお金というのは、エンドユーザーの利用料に上乗せされているんじゃないかなと私は思いますけれども、お役所の方の見解はいかがでしょうか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

キャッシュバックを行っていることが直ちに利用者料金の上乗せ要因になっているかは明らかではございませんが、利用者からの料金による収入がキャッシュバックの原資になっているということは事実であろうというふうに思っております。

この点は、携帯事業者を頻繁にかえる人と長期契約者との間の公平性にかかわる問題としまして、先ほど申し上げましたICTサービス安心・安全研究会において御議論いただくものでございまして、その結果を踏まえて、通信サービスの料金や提供条件が利用者にとってよりわかりやすく、公平なものになるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○馬場委員 私は個人的には、いちずな男でございまして、最初に契約した会社とずっと、もう二十年余りずっとおつき合いをさせていただいております。恐らく私の利用料の中にもキャッシュ

バックされたその部分が上乗せされているんじゃないかなと思うんです。

そこで、先ほどの各社の営業収益、費用の一覧表、ここへ戻らせていただきますと、この営業費用、主な費目を中段のところへ挙げていただいておりますが、キャッシュバックサービスというのはどの項目に当たっているか把握されておられますか。お答えいただきたいと思ひます。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

この中に販売費という項目がございますが、その中に入っているというふうに思われます。

○馬場委員 販売費というのは、ドコモさんの場合は一兆一千六百十七億円、ソフトバンクさんの場合は一兆四百二十六億円、KDDIさんはちよつとそういう項目での計上はしておりますが、恐らく営業費の六千七百十八億円というところに含まれているんじゃないかなというふうに思ひます。

このテレビの番組は、テーマはようになっていたか。携帯電話による錬金術というテーマがついていたんですね。具体的に、先ほど申し上げたような、家族で五台も六台も一斉に乗りかえるというようなことも取り上げておりましたし、地方から東京へわざわざ出てくるんですね。

インタビュールしているんです。何で地方からそんな、東京へ乗りかえるためにやってきたんですかと聞いたら、地方と東京ではレートが違うというふうにおっしゃっているんですね。本人が二、三台携帯を持ってきて、一日一台ずつ乗りかえていくんです。そうしたら、二万円ぐらいのキャッシュをもらっているんです。

ところが、地方から出てきているもので、そこに経費がかかっていますので、単純に比較したら経費倒れになっているんですね。またインタビュアーの方が聞くんですよ。これは経費倒れになって赤字ですけども、どうなっているんですかといへば、乗りかえて新しい機種になったその端末機を、今度は中古の買い取り専門業者のところへ持っていくっているんですね。車でいへば新古車で

すわ。新古電話を専門の業者に持ち込んで下取りしてもらっている、その分がもうかるんだという説明をされていました。

恐らく、テレビでやったので、これまた悪いお手本で、どんどんどんどんそんなことをする人間が出てくるんじゃないかなと。(発言する者あり)いや、NHKではありませんでした。民放でした。いつもNHKさんが悪いことをしているわけではないと思ひますけれども。

そういうことが子供にまで広がっていきますると、親の署名を自分でやって、判を押すようなことを今の子供は簡単にやりますので、どんどんどんどんそんなことが若年層にまで広がっていくと、またこれが単純な携帯電話の営業という問題を超えて、いろいろな事件や事故につながっていくんじゃないかなと非常に、この番組を見て私は危惧をしております。

そして、その番組の中では、各三社の事業者のコメントというものも放送をされておりました。どことがどう言っていたかということ言いますと差し支えが有りますので、ある一社は、できるだけ速やかに適正化に取り組んでいく、今後、高額なキャッシュバックは業界として縮小する方向に向かうだろう。これは、ある一社のコメントなんです。もう一社のコメントは、過剰なキャッシュバックにより一般のお客様との不公平が発生していることは問題だと認識している。事業者はもうこれを認識しているんですね。最後の企業は、一番最悪なコメントですが、現状は健全な状態ではない、他社との競争対抗上やむを得ない部分もあるが、長期利用者優遇を軸に、お客様に提供する価値を向上させる戦いへシフトしたい。

これは、三社の共通した思いというのを飲み取れば、こんなやつでもあかん、人道的にどうなのかという思いも持っている、倫理観にも欠けているような気がするということをおっしゃっていると思うんですね。ただ、これはみんながやっているから、うちだけやらぬというわけにいかぬのですわということと言っていると思ひます。

先ほどおっしゃっていただいたように、安心・安全研究会の方でこういう議論も出ているということ、きょうも御答弁いただきましたし、佐藤議員の質問に対する御答弁でもおっしゃっていろいろな議員さんが御指摘をされておられますように、私は公共の財産だと思ひます。公共の財産を使って企業が商売をしているということ、その事業者があかんとおっしゃっている、こう言っているわけですね。ここはやはり行政としてびしっと行政指導なりをして、適正化に向かつていくと。真面目に、私のようにいちずに携帯電話をずっと一社でおつき合ひをしているような、そういう人の立場もおもんばかつて、私は、きちつとした指導を、この研究会の結果を待たずに行うべきではないかなというふうに思ひますが、どんな御感想をお持ちでしょうか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。携帯電話利用者に対してどのような販売促進施策を展開していくかというのは、一義的には携帯事業者の経営判断に属するものではございませう。しかし、国民生活に深く浸透している携帯電話の料金について、やはり利用者にとって公平、さらに、できるだけ低廉な料金で提供されるということが望ましいと考えておりますが、長期利用者に不公平感を醸成するようなキャッシュバックについては、望ましくないというふうには考えております。

○馬場委員 局長もそういう御認識だという御答弁だと思ひますので、研究会の結論を待たずに何かのアクションを起こすべきだと先ほど申し上げましたが、私はそういうふうに思ひますが、その点についても一度御答弁願ひます。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。この問題につきましては、先ほどから、情報通信審議会での議論に加えて、ICTサービス安心・安全研究会において議論が進められておるところでございますが、総務省としてはその推移を見守っていきたいというふうには思ひております。

○馬場委員 何度も申し上げますけれども、やはりこういうことで、お金を生み出す錬金術として事業者を乗りかえていくとか、また、真面目におつき合ひしている人間に負担をかけるとか、こういうことになっているわけですね。回り回ればエンドユーザーの利用料にはね返って、それが料金の高いと感じる部分につながっているわけですので、安穩としていられないと思ひます。すぐに何らかの手を打つべきです。

この研究会、先ほどタイムスケジュールをおっしゃっていただきましたが、六月から七月までに、夏までに取りまとめを行う予定やということですが、先ほどの御答弁でも、二〇二〇年代に向けた、そういう観点でやっていくという御答弁でしたので、ずっと野方図で、いつまでもいつまでもこういうことが行われていくことは大変な問題であると思ひますし、大きな事件や事故につながる、そういう可能性があると思ひますので。

局長は行政マンですから、研究会を設置した以上、その回答を待たなければならぬというお立場であることは百歩譲って理解をいたしますが、これは政治家である大臣、いかがでしょうか、きょうのこのやりとりを聞いていただいて。私は、早急にこれは何らかの手を打つべきだと思いますが、大臣の所見をちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○新藤国務大臣 まず、日本は、世界に誇るICTの、また通信の基盤というものをつくってきたわけですね。ですから、これは非常にハイレベルの整備が進んでいる、こういう部分もございませう。ですから、結果、それだけ設備を整えてきたので料金が高くなっているということもあるわけですね。

これからの料金は、二つのポイントがあると思ひているんですけども、一つは、総体的にどう料金を下げるかということ、もう一つは、安い料金で使える通信、こういったものを開発すべきだ。

これは既に、MVNOという仮想移動体電気通信事業者、これは例えばスピードは遅いけれども安いとか、容量制限があるけれども安く利用できるとか、こういうような条件付きのものもございします。それから、そもそも、携帯電話の事業者三社の定額データ通信料金というの、これは七ギガまでの定額になっているんですよ。だけれども、通常のユーザーというのは、せいぜい二ギガなんです。ですから、オーバースペックになっているわけですね。でも、どうしても、私も、買っただつたら一番ハイスペックのものを、何かのときに遅くちやしようがないとか。実は全然関係ないんですけれども、そういうものがございします。ですから、利用しやすいような料金体系をつくるというのが一つ。

もう一つは、やはり構造的な改革をしないと。例えばさっきのキャッシュバックの話も、これは端末と通信サービスをセットにして日本は売っているわけなんです。端末は端末で売っておいて、そしてその端末に自分の権利を、SIMカードといいますが、要するに、通信バックは別に契約をしてやることだつて、そういうことができる国もあるんです。ですから、いろいろなことを考えなきゃいなくて、現実には今、三社で取れんされておりますから、そこにいかに公正な競争をもたすか、そして、国とすれば、そういういろいろな観点からの制度を整えていくか。

これは今、必死で考えているわけですね。研究会や検討会の報告を待たずしてというふうな今委員はおっしゃるけれども、しかし、六月から七月には中間取りまとめが出ます。それから、二〇二〇の、将来の、要するに二〇二〇年オリピックまでにどうやって、世界で最高の環境を維持しながら、低廉な、最も使いやすい通信形態をつくるかというの、これは我々の課題でやっているわけですね。これは十一月に結論が出ます。やはり、国民の声や専門的な意見も聞いた上で、これは制度を図っていくわけですから、私とすれば、これは今最速でやっているつもりなんでございます。

もちろん、できることはどんどんやっていくし、何よりも、こういう問題点があるんだということ、関係者、これは電話の事業者さんも含めて、それから、これからIT業界をどうやって組み立てていくかというのは、まだまだいろいろな課題があると思っていますから、そういったものを総合的に取り組んで、できるだけ早くに結論が出て、成果をきちんと国民に実感していただけるような、そういう取り組みをしていきたい、このように考えております。

○馬場委員 大臣のおっしゃることは、大きな大局観でおっしゃっておられますので、ごもっともな部分もあると思いますが、私は、携帯電話を乗りかえて十五万も十八万ももらえるということ、これは、この中継をこちらにならなければならない方がいらっしゃる、絶対おかしいと思うんですね。考えられますか。携帯電話を、何も変化がなく、契約会社をかえるだけで十五万とか十八万とかもらえるんです。これは異常な世界ですよ。その分が利用料に上乗せされているということは、もう自明の理であると思いませんか。

昔は、私もずっと同じ会社を使っていますので、長く使えば使うほどポイントがたまつたりとか、また料金が下がつたりとか、そういうのがあつたんですよ。真面目な人間にちゃんと報いるような制度になつていったんですね。ところが、今は、短期間ではばんばん乗りかえれば、逆にそういう人間の方が得をする。人道的にも私は本当におかしいと思うんですね。

ですから、その携帯電話の錬金術という特集の番組の中では、二十過ぎの青年が、あなたは何か、何回線、携帯を持っていますかとインタビューされてるんですね。一人で十回線持っていると言ってますね。恐らく、契約して、時がたてばどんどんどんどん順番に乗りかえていって、それをどんどんどんどん小遣いにしていって、いうことになってると思いますので、まあ、この問題に特化して、アドホック会合、こういう名称もワーキンググループの部分で出ています。この

アドホック会合を、行政側と事業者三社ですぐばつと寄つて、こういうことはだめだよ、あかんですよ、すぐに正しなさいというようなことをすべきたと思うんですね。

大臣がおっしゃつた大筋的な部分はそれでいいんですよ。でも、人道的な部分から考えて、こういうことがまかり通る社会というのはよくない社会だと思ひますので、もう一回ちよつと局長、どうですか。

○新藤国務大臣 今回のキャッシュバックの観点からいえば、これは私たちは、私もこの場で申し上げたいと思いますけれども、国民生活に深く浸透している携帯電話の料金が、利用者にとっていかに公平かつわかりやすく、そして低廉な料金で利用されるか、その実現をしていかなければならぬわけでありまして。

したがって、今委員が指摘されたような、長期利用者に不公平感を醸成させるような、それからまた、その後の事態が、何か過剰な営業競争、こういうものについては望ましくない、このように考えているわけですね。

そういったことを踏まえて、今私たちも作業、検討をしております。また、そういった関係の業界の皆さんも、そういう国民の声を踏まえていろいろな検討をしていただいている、このように承知しておりますから、結果的にきちんとした結論が出るのではないかと私は期待をしております。

ただだいたいと思います。ありがとうございます。○高木委員長 次に、佐藤正夫君。○佐藤正委員 真面目なユーザーです。みんなの党の佐藤正夫です。質問に入らせていただきたいと思います。きょうはNHKの方は来ていただいているんですけども、これまでNHKの方々にずっと質問をしてきたことを、今度は総務大臣として参考人の方々に御意見を聞かせていただこうと思って、質問をさせていただきます。最初に、お手元の資料の一ページ目なんですけれども、新藤総務大臣は、NHKに対して、経営計画のさらなる推進が必要である、そして、「給与等について、平成二十五年度から開始されている「給与制度の改革」を引き続き着実に推進し、適正化に努めるとともに、国民・視聴者に対する説明責任を十分に果たすこと。」と言われてるわけでありまして。そこで、本当に十分に情報開示をし、説明をしているかという点についてお尋ねをしたいのであります。

○馬場委員 大臣からの御答弁ですので、そういう結論が出て、誰が聞いても、それはそうだなという状況になることを期待申し上げておきたいと思ひます。

携帯電話の利用料が下がることによって、いろいろな無駄な部分を排して下がることによって、その部分が恐らく消費に回る。消費税も増税になつて、冒頭にも申し上げました、ありとあらゆる局面を見て国民の負担をできるだけ減らしていきたいと我々は考えておりますので、ぜひ大臣からもこの研究会に対して積極的なアプローチをお願いいたします。きょうの質問を終わらせてい

その上で、NHKは、職員の給与と退職金の支給の基準を定めて、これを公表しなければならぬ、これは法律の規定がございます。職員の給与等の支給の基準をみずから定めて、それによって公表しているわけです。結果として、大卒者のモデル年収や管理職の基本年俸等は記載されている、こういうことがございます。

この給与をどこまで開示するか、これは、やはりNHKが自律的に判断するべきであります。しかし、冒頭申し上げましたように、また委員が再三御指摘されているように、国民からの受信料によって成り立っているNHKにおいては、国民に対する説明責任を十二分に果たしていただきたい、また、そうした情報の公開のあり方についても検討してもらいたいと私は期待をしているところでございます。

○佐藤(正)委員 きょうは、NHKの方に来ていただいているんですけども、恐らく聞かれていますと思うんですね。大臣の私に対する答弁もかなり痛烈に感じていただければと思っています。今大臣が言われた言葉は、私がこの委員会でも何度何度も、そして理事会においても、給与の平均値等も含めて資料要求を、理事会で承諾を得て、両筆頭が中心になり、そしてまた委員長の御判断で、資料要求に対してNHKが出てきた。それもこれも、かなり何度も言っても、なかなか出てこなかった。

そんな難しい話では実はないわけで、国民の皆さんから見ると、ある意味では、年齢によって給与がどれぐらいなのか、平均が、国家公務員であれば五十五から給与が頭打ちになりますよ、民間の企業だと大体五十ぐらいから給与を削減していく、こういう計画をやっているんですね。ところが、それを見るのには、やはり給与の推移を見ないと、今現在がどうなっているかというのはわからないと物が言えない。そういう意味でも資料を出してくださいというお願いをしてきましたけれども、まだ実は万全に出されていないんです。そうすると、何となく、隠すのかなという変な

疑いを持ってしまいますので、この辺はまた、大臣が言ったことをNHKにしっかりと伝えていただいて、今後もNHKには、この給与問題も含めて経費問題についてずっと質問をこれからもさせていたいただきたいと思っています。

というのは、やはり受信料一〇％を一旦はお約束して、その後の三カ年計画では七％になった。しかし、これはあくまでもこの三カ年の計画でありまして、来年また新しい三カ年計画が出るわけですから、受信料については真摯にまた検討していくというふうに附帯決議をつけていただきましたので、それについても、この一年間またしっかりと、もうしつこいなと言われるぐらい、NHK男と言われるぐらい、また取り組んでまいりたいと思います。

そこで、今の給与の問題なんです、前回、維新の三宅先生が出された総人件費割る人数、従業員数というところで数字を出されました。それも私が取り上げさせていただいたんですが、一〇％削減に向けて五年間で頑張るよと言いつつも、総人件費を総従業員で割ってしまうと一万円しか実は変わっていない、平均値ですよ。だから、本来ならもっと、普通に考えたら下がっていくはずなんです、それが下がっていない。その下がっていない理由を局長の方からお答え願いたいと思います。

〔橋本(岳)委員長代理退席、委員長着席〕
○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま委員から御指摘の、いわゆる総人件費とおっしゃいましたように、これは、給与制度の改革の対象となっております、例の五年間一〇％でございますが、その給与の費用のほかに、退職手当、厚生費も含めた費用であるということでございます。

このうち、厚生費の方はほとんど変わっていないわけでございますが、退職手当の関係で、退職給付債務の試算の基礎となります期待運用収益、いわゆる年金資産の運用収益あるいは割引率の見直しといったようなものを二十六年予算算から

適用すること、この見直しによりまして、退職給付費が、二十五年予算と比べまして十七億円増の六百三十一億円という形になってございます。これが人件費の総額をまさに押し上げる要因となっていることでございます。

したがって、この数字をもとに、各予算年度の要員数で割り戻しますと、今御指摘のように一百万の差にしかなっていないこと、でございます。原因はそういうことでございます。

○佐藤(正)委員 いわゆる退職金の手当が違った、ふえた。端的に言ったらそういうことです、ね。

退職手当については、これまでもいろいろ議論をさせていただきました。例えば、退職積立引当金というの、確定拠出金という話もさせていただきました。またしたけれども、そのときに、実はこれまで、退職金の問題は、積み立て不足ですか、平成十五年度から平成二十四年度までに、三千六百九十五億円を受信料とそれから税によって引き当ててきたという経緯もあるんですね。

これは何度も申し上げましたけれども、普通だったなら、今現在退職金をいただいている、確定の部分ですね、OBの方々に、実はこういう状況で厳しいから少し協力をしてくださいとお願いをするんです。それはなぜかといったら、受信料ですから。そういう努力を実はNHKにお聞きしたんですけれども、やっていないということなんです。

ですから、私が今申し上げたのは、受信料の一〇％削減に向けて、さらなるさらなる努力をほかの部分でやらないといけないというふうに思っています。このことについてはもう総務大臣にお聞きはいたしません。今度またNHKに来ていただいで、詳しいところはお尋ねをさせていただきたいと思っています。

ただ、一般的に見ると、一〇％削減を五年間でやりますよといったら、受信料を払っている方々がこの決算なり予算なりを見ると、何だ下がっていないよというふうにしか映らないんですよ。そ

して、片や、さっき申し上げましたように、年金の積み立て不足分が、三千億円を超えるお金が受信料から流れているというのは、なかなか受信料を払っている方からすると納得いかないですよ。だから、こういうところも再度私はNHKにお尋ねをして、さらなる改革を進めていただくようにしたいと思っておりますので、また総務大臣の方からもしっかりと御指導願いたい、このように思っています。

それから、これまで私は何度も何度も質問をさせていただきましたけれども、NHKの三カ年計画、それから予算、決算を見ると、余りにも額のずれがあり過ぎるんですね。

例えば、この三カ年で、NHKの二十四年度予算は、当初計画では、利益が出ない、プラス・マイナス・ゼロだ。その理由はなぜかという、減免措置の方々がふえるんだ、それと同時に、七％の削減をすることによって利益が出ないということでしたが、実は決算を見ると、二十四年度は百九十五億円の赤字です。

さらには、二十五年度の経営計画では、もともとは四十七億円の赤字を見込んでおりましたけれども、途中でプラス・マイナス・ゼロだという修正をしました。しかし、中間決算では、何と百八十億円。まだ最終決算はわからないのでこの中間決算で見ると、やはり、恐らく、これまで決算を見てみると、大体、この中間決算から後に経費が出てくるのが多いんですね。年払いでいただくお金が先に上がってきますから。だから、百八十億円という赤字が出ていますが、これまでの感覚でいくと約半分ぐらいでしょうかね、大体、純が九十億円ぐらいの利益は多分出るんだろうと思います。

だから、これぐらい見てみますと、少し経営計画がずさんな感じがしてなりません。その辺について、大臣はどのように思われますか。

○新藤国務大臣 確かに、御指摘のように、見込みに対して上方の修正がなされているということがあります。しかし、私は、これは下方修正する

ことになればさらに問題があるわけでありまして、下の方に修正するよりは上方に修正する方がいい。かつ、それは、状況を見ながらNHKがいろいろな策を講じていき、また、当該年度において経営努力をやる、みんなで頑張る、こういう意味において、私は、数字がいい方に出るということとは一方で評価していい。また、そういう士気を高めるといえますか、頑張つてみんなで成果を出すんだ、こういうふうな組織であつてほしい、このように思っております。

しかし一方で、それが、今委員が御指摘のように、まだ余地があるにもかかわらずということになれば、そこは問題である。だから、私としては、意見の中で、経営の合理化に努めてほしい、そして、適正化の中で国民にきちんと説明を果たせるようにしてもらいたい、こういう意見を付しているわけでありまして。

私とすれば、この二十四年度、二十五年度になりますと、契約増加、契約件数が、衛星で八十四万件であります。しかも、全体でも四十五万件のプラスになった。それから、二十五年度においても、衛星が六十九万件のプラス、こういうことで、何よりもやはり受信料をきちんとお払いいただく、契約件数をふやしていくことが基本であつて、受信料をきちんと払おう、そういう理解を得るための努力をする、立派ないい放送をあまねく全国に普及させること、これをもつてNHKが成果を出してもらいたいと私は心から期待しているわけでありまして。

○佐藤(正)委員 私も期待はしているんですよ。ただ、なぜこうなっているかという原因をしっかりとつかんでいただきたいんです。

それは、いわゆる減免措置をされる、全額免除をされる方がふえますよと言っているんです。ところが、やはり景気はよくなっているんですよ。そのことによって生活保護受給者の方々が生活保護から脱却をされて、払えるようになった方というのがいつぱいいるんですね。そういう見込みが、払えるようになった人の部分をこの計画の中

には入れていなくて、最初から下がっていく人だけの計画を見ているからこういう大きな誤差が実は出るんです。これが、厚生労働省の数字を見てもわかるように、NHKの数字を見てもわかるように明確なんです。

だから、NHKが完璧な努力をしたということよりも、やはりこれはあくまでも景気に左右されるということがこれでよくわかると思うんですね。だから、前も大臣にも言いましたけれども、やはり景気をよくすることが一番大事なんですね。それに向かつて今やっていることは間違いないんですよ。これから消費税が上がりますから、ちよつと心配なところはありますけれども、実際はそのことによって、大震災があつたにもかかわらず伸びてきた。

さらには、大震災で全額免除をされた家が復活したんですよ。そして、一部に限られてきたんです。これは、原発事故の地域が、住めませんから、その部分は固定したんです。その数字もNHKは下方修正をしました。ということは、当然利益が出るんですよ。こういう仕組みをこれまでずっとこの委員会で私は質問をしてきました。だから、実は、それ以上にまだまだやれることがある。

というのは、例えば、靱井会長が、私が、天下りわたり好循環システムというのをきょう資料でもお出ししていますけれども、こういう天下りわたり好循環システム、こういう実態を見るとまだまだ改革するところは実はあるし、さらに言うなら、連結している子会社から利益を本社に還元するということも、これまで実は会計検査院からも指摘をされているんですね。ところが、中身を見てもみると、これがマイナスに、マイナスというのは前年度に対してマイナスになっているということを経営者側から指摘を実はされていきます。こういうところを見ると、まだまだやるべきことは本当はあるんだらう、このように思っています。

そこで大臣にお尋ねをしたいんですが、子会社

からNHK本体への利益還元に関して、今申し上げたように会計検査院からも指摘をされていますが、平成二十五年度では九十二億円だったのが、今回の予算では何と七十九億円とマイナス予算を組んでいる。このことについて大臣の所見をお尋ねして、質問にかえたいと思います。

○新藤国務大臣 NHKの二十六年度予算が、副次収入において、DVD市場の低迷、そして番組提供の伸び悩みなどを踏まえて、二十五年度予算に対して十二・七億円の減少となる七十九億円を予算計上していたわけでありまして。

私ももとすれば、NHKがグループとしてのガバナンスを強化した上で、事業戦略に基づいて子会社からの適切な還元を推進に努める、こういうことを期待しているわけでありまして。

ですから、今後、いわゆるBEA J、放送コンテンツ海外展開促進機構、こういうものによつて、オール・ジャパンの活動と連携をして、放送コンテンツの海外展開、こういうものに、より大きな効果を上げてもらいたい、こういうことも期待をしているわけでありまして。

私は、二十六年度の予算において、総務大臣意見として、現地のニーズに合致したきめ細やかな対応を行うなど、戦略的かつ積極的に取り組むことをNHKにおいて期待をしているわけでありまして、所要の成果を上げられるように、そしてまた、それはいつも、NHKにおいては国民に対する説明責任があるんだ、こういうことを意識した上で事業運営に当たっていただきたい、このように思っております。

○佐藤(正)委員 最後の言葉が一番大事なところだと思つています。NHKは国民に対してきつちりとした説明責任を今後も果たしていただきたいと思つていますし、これまでの議論で見ますと、どうも少し、お役所よりもお役所かなという感じがしてなりません。ですから、これからはNHKについてはしっかりと議論を重ねてまいりたいと思つていますので、よろしくお願ひをいたします。終わります。

○高木委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、保健所を例に挙げて、権限移譲の問題点について質問をいたします。

第三十次の地方制度調査会の答申では、中核市、特別市制度について、「人口二十万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特別市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである。」「移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられる」、このようなことを指摘し、これらを踏まえて地方自治法の改正案を提出されているところであります。

総務省にお尋ねいたしますが、この地制調の答申を踏まえた法案の中身ということでは、中核市の人口要件が二十万以上に引き下がるということだと思ひますが、その点、確認をさせていただきます。

○門山政府参考人 お答えいたします。

中核市制度と特別市制度でございましてけれども、これはいずれも、市町村への権限移譲を規模、能力に応じまして段階的に進めるということで設けられたものでございましてけれども、今お話しございましたように、昨年六月の第三十次の地方制度調査会の答申におきまして、中核市、特別市の両制度を統合することにより、一層の事務移譲を可能とすべきとされたところでございまして。

この内容でございまして、中核市制度と特別市制度、今回の地方自治法改正案におきましては、答申を踏まえまして、特別市の制度を廃止し、中核市の人口要件を人口二十万人以上とする形で、中核市制度と特別市制度を統合するというと同時に、現在の特例市につきましても必要な経過措置を設けるといふものでございまして。

これによりまして、人口減少社会において、暮らしを支え、地域経済を牽引していく核となる都市の形成に資するという考え方でございまして。

○塩川委員 特別市の制度をなくして、中核市の人口要件を二十万以上に引き下げるということでは

した。

この新中核市は、当然のことながら保健所必置ということだと思ふんですが、その点も確認させていただきます。

○門山政府参考人 お答えいたします。

中核市につきましては保健所を必ず置くということになっておりますので、人口二十万人以上の新しい中核市につきましても保健所を置くということになります。

○塩川委員 特例市と中核市、事務、権限の移譲の範囲というのは異なるわけですが、一番違うのが保健所の設置の有無であります。

あわせて、特例市についての必要な経過措置を設けるというお話もございました。その点について教えていただきたいんですが、現行の特例市が現行の権限移譲の範囲でいいという場合についてはどのように対応することになるのか。特例市という名称を使えるのかどうか、その点も含めてお答えください。

○門山政府参考人 お答えいたします。

中核市制度と特例市の制度を統合した後でございますけれども、現時点で特例市であります市が中核市になるためには、それぞれの団体の判断に基づきまして、地方自治法の規定により指定を受けることが必要でございます。したがって、特例市という制度が廃止された後も、現在の特例市である市のうち、中核市に移行しないという団体は存在し得るわけでございます。

その場合に、これまで特例市として担ってきた事務について、これを都道府県に戻すということではなくて、引き続き、やはり現在の特例市である市が処理することが適当と考えられますので、この二つの制度を統合する際に、特例市であります市が特例市固有の事務を引き続いて処理することができるようということで、経過措置を設けることとしております。

なお、中核市に移行しない特例市でありまして、法律上は、附則に施行時特例市という規定を置いておりまして、そういう位置づけを行うこと

によりまして、現在特例市である市が、法律の改正後も引き続き特例市であり続けるということになるものでございます。

また、名称でございますけれども、例えば特例市の市長会といったようなものもございますけれども、それについては、特例市市長会というふうにおつけになるか、新しいお名前をおつけになるかといったようなことはそれぞれの団体で御判断されることと思っておりますが、名前としては、特例市というふうに使っていただくことは可能なものと思っております。

○塩川委員 特例市という名称を使うことは可能という話でした。あわせて、地制調の答申には、移譲すべき事務として児童相談所の例示があるんですけれども、この児童相談所を例示している理由というのは何なんですか。

○門山政府参考人 お答えいたします。児童相談所につきましては、政令指定都市の側からも、政令指定都市で実施することが適当ではないかという御意見もある事務でございます。そういうことで、答申の中では、「今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられる」というふうに言っておられるわけでありますが、この場合も、条例による事務処理特例制度というのを使えますので、答申の考え方としては、そういうことを活用することで対処できるのではないかと

いうふうに整理されたところかと思っております。○塩川委員 さまざまな制度に基づく保健所あるいは児童相談所、当然、人手もかかるし、お金もかかるし、専門性も発揮されなければいけないという点では、なかなか、市にしてみると、引き受けるについてもちゅうちょするような状況があるというのが現状でもあるわけです。

全国特例市市長会が全特例市を対象とした権限移譲に係るアンケートを去年実施しているわけです。保健所設置に関しては、保健所設置を積極的

に検討している、あるいは検討していく市は四十市中九市、既に設置している市を含めると十二市ということですが、ここにどまつているのが現状だということでありまして。

お尋ねしますが、現状、特例市の多くはこの保健所設置には消極的なんじゃないかと思うんですが、その点、いかがですか。

○門山政府参考人 お答えいたします。

特例市の市長会、今先生がおっしゃったようなアンケートがあるということでございますが、私も直接、特例市の市長さんからいろいろな機会にお話を伺うことがございます。その際も、やはり保健所を持つというのは大変なことであるという声は非常に多くの市長さんからお聞かせいただいております。

その要因としては、一つは、保健所というのは現在県が行っておりますので、これをスムーズに移管してもらうことができるのかどうか、あるいは、大きな運営経費がかかる機関でございますので、財政的にどういう措置がされるのだろうか、それから、保健所長さんについてはお医者さんでなきゃならないという規制がございますので、お医者さんの確保をどうしていくのかといったようなことで、課題があるということは何っております。

したがって、移行して保健所を設けようとする際には財政措置も含めてできるだけ対応措置も考えてほしいという御要望はいただいているところでございます。

○塩川委員 人的、財政的支援をしてほしいという要望とセットで今のような実態についてのアンケートになっているわけですが、これまでも保健所の市への移譲などが行われてきています。そういう中でのいろいろな問題点が出ているというこの指摘があるわけです。

例えば、自治労連の調査で、都道府県職の部会の調査が二〇〇八年に行われておりましたが、保健所の市への事務移譲で評価された点という点でいえば、対人保健業務は連携がよくなり一元的な

サービスが提供できるようになったとか、意思決定が早くなった、こういう例もあるということを取り上げながらも、問題点としては、分権と並行して規制緩和が進んで、かつ、保健所の市設置の拡大で保健所間の業務水準に格差が生じているということ。

また、監視や指導業務の内容、水準で後退が見られる。これらは、各自自治体の方針や基準設定、試験検査能力、監視員の専門性などに関連しますし、この点では、食品衛生法のいろいろな規制緩和もあつたというふうにお聞きしておりますけれども、一市一保健所では体制や専門的な蓄積が弱く、業種別の立入検査等でも、県では年一回となつていたものが、ある市の保健所では実情に応じてという形で後退をするということなんかもある。

また、専門職配置では、県職員の派遣等も行われていますが、医師や獣医、薬剤師等の安定的な確保が大変で、年齢、経験のアンバランスもあること、また、スタッフの厚みがないと専門職としてのレベルアップや緊急体制がとれない、異動の範囲も限定され、専門職としてのモチベーションの維持が懸念されること。

さらには、県の保健所の管轄地域に飛び地ができてしまう。市が設置をする場合には、その一帯をエリアにしていた県のエリアが崩れてしまつて、飛び地が生まれるとなると、実際には住民の利便性が低下をするという事態も生まれる。

こういう点で、現在の人口三十万程度という運用規模での保健所の権限移譲でも課題が山積しているわけです。

そういったときに、保健所設置に伴つてこういうような重大な課題が生じているわけで、三十万でもいろいろな問題が出てくるときに、二十万以上の市に引き下げるというのは、問題が一層深刻になるだけじゃないのか、このように考えます。○門山政府参考人 保健所の行政というのは重要な行政でございますので、そういう意味でもいろ

いるな御意見があるということは承知いたしておりますが、現に、中核市になりますと、飛び地の問題なんかは今でも生じる問題ではございませう。

それそれまた、体制をどうしていくか、一市一保健所の体制でどうやっていくか、専門家の確保をどうやっていくかというのは、やはり具体的にもお聞きすることです。ございますけれども、これは現在、都道府県の保健所が存在し、そこで仕事をしているわけではございますので、都道府県との間でどうやって円滑な引き継ぎといえますか連携をしていくのか、あるいは一市体制の保健所にするのがあるのか、圏域で協力したような形で保健所の事務を行っていくのがあるのかといったようなところを含めて、実際に保健所を設置していただくに当たりましては、都道府県、関係市町村でよく御相談いただく。私も、必要なアドバイス、できることについてはさせていただきますたいと考えております。

○塩川委員 大臣にお尋ねしますけれども、例えば神奈川県相模原市が、これは地域保健法に基づく保健所政令市で保健所を設置しました。これまでは県が、先ほど言ったように、年に一回の立入検査を行っていたようなところが、実情にに応じてということで、実質、六、七年に一回の立入検査という形で、実際の現場における取り組みが後退することにもなっているという話もお聞きしています。

そういう点で、県から市への権限移譲によって住民福祉が後退する事例も生じているわけですから、保健所の例を見ても、事務、権限の移譲については問題点も明らかになってきているわけで、改めて、事務、権限の移譲について立ちどまってしっかりと検証する必要があるんじゃないのか、このように思いますが、大臣はいかがですか。

○新藤国務大臣 まず、今回の中核市制度の見直しは、地制調において、各団体からの御意見等も踏まえて地制調の答申を得て、私たちとすれば進めていくというわけでありませう。実際に、中核市への移行準備のアンケート調査等も行っております。

ます。

ですから、何か変化をするときには不安が付きまとうものでありますけれども、それが行政の後退にならないように、こういういろいろな工夫やよくよくの協議をしていくべきだ。これを原点に置いて、しかし、制度としては新しい形で前に進んでいくということでありませうから、これが円滑に推進していくことを私も取り扱っていくたい、このように思っています。

そして、今委員の方から、立ちどまって検証すべきではというふうにお話をいただきました。

その言葉遣いが問題なのでありますが、お気持ちとして、要するに、全体を見渡して、総括してきちんとして進めていくべきだ、こういう趣旨だと私は受けとめさせていただきます。

まさにそのとおりで、ちょうど二十二年目の当たるわけですから、この二十年の地方分権の歩みの中で、これまでの、テーブルに上げて、かつ、まだ上げ切れなかったものを、委員の言葉をおかりすれば立ちどまって、私からすれば全体を見渡して、その上で、上げられるものは上げようではないか。それが、約六割については、これまでの積み残しのものに道筋をつけることができたという意味では、非常にこれは努力がなされた。現実には、ただ単に簡単な話し合いでこのようになりませんので、かなり事務的に、我々のスタッフも中身を詰めてやってきたわけでありませう。

私が今回御提案をしているのは、第四次の一括法で上げられるものはきちんと上げましよう、それから、今回間に合わなかったものについては引き続き協議を続けていきます。その前提で、それに加えて、これだけ地方自治が多様性を持つてきている。私は何度も申し上げますが、人口五万人以下の都市が全体の七割でありますから、今、二十万以下です、三十万以下です、こういう議論をしておりませうけれども、全体の七割は、はるかに及ばない五万人以下なんです。しかも、その五万人以下の都市は一律で活性化できないんです。

だから、分権を進めるに当たっても、私は、今までの個性ある自立した地方をつくることに加えて、多様性と参加性を持つてこれを推進しようではないか。それが提案募集方式であり、また、取り決められた権限移譲を、手挙げ方式で、やる気のあるところにはできるようにする。こういう仕組みを取り入れて、また、さまざまのほかに工夫をしておりませうけれども、そういう新しいステージに上げようではないか。今までのものを置いていくとかそういうことではなくて、全体をどうやって一緒に運んでいくのか。それには多様性と自立が必要だ、こういうふうに考えているわけでございます。

○塩川委員 手挙げ方式という話がありましたけれども、でも、今回の地方自治法改正案では、特例市の制度をなくすという形で、特例市の二十万以上のところについてはぜひ保健所もやってよという話ですから、これは制度としましては逆なわけです、要らないと言っているものをやってくれという改正という点では、私は重大な問題があると思えます。

こういうときに、権限移譲の拡大について考えなくちゃいけないのは、基礎自治体のさまざまな権限を拡大するという議論ばかり出ますけれども、私は、今言ったように、五万程度の自治体が七割を占める、そういう自治体が本当に生き生きするときに、では、何でもかんでも受け皿になつてくれという話じゃないわけですよ。中には、当然県がやるべき仕事もあると思ふんです。

ですから、こういう権限移譲の拡大ではなくて、広域自治体の県が担うべき仕事は何なのか、県の役割、機能は何なのかという議論が必要なんじゃないのか、そういう立場での検証も行うべきではないのかというのを申し上げているんですが、その点はどうですか。

○新藤国務大臣 それはまさに、県ができること、それを例えば村の事務まで県がお手伝いできるようにしようではないかと。

力のある町が周辺の地域と協力していろいろな負担をしていこうではないか。それから、自分たちでやり切れないものはお互いに助け合つてやろう。これは人口要件にかかわらず連携協約というものを通じて自治体が行うようにしよう、合併ではなくて、それぞれの自治体がありながら事務の連携をできるような、そういう協約も結ばうではないか。これは、私も、今、その先にあるのはシテリージョンの考え方でありませう。

それぞれの地域が生活圏に応じて自立性をどう発揮するか、そして自治を確立するか、こういういろいろなメニューをそろえたい、こういう思いでやっているわけでありませう、まさに今県としてやるべきこと、人口が少なくなつて、これからさらに自治体を維持するのが難しい市町村がふえてくるんです。そういうものに対するきちんとしたセーフティネットといえますか、お互いが協力し合つてその地域を維持していく、こういう工夫をしなればいけない。委員の問題意識は私は共有している、このように思っています。

○塩川委員 離島や山間地の団体を支援するという点で県が積極的な役割を果たしている、これはこれとしてあると思ふんですけれども、それに限定するような話じゃないわけ、もう一度立ちどまって、県がやるべき仕事があるんじゃないのか、その機能や役割は何なのかという議論が必要じゃないかという点については、全体としての検証も行われていない、率直に検討も行われていない。

私は、それは、背景には道州制の議論があるんじゃないかと思ふんです。その点についてもお聞きしたいのと、そもそも今回の、大臣はこの間の答弁で、地方分権と道州制などの統治機構の改革は同時並行で進めながら最終的には一致すると。ですから、道州制と地方分権というのは改革の方向が最終的に一致するというふうには言っているわけですが、では、今回の地方自治法改正案と道州制の関係というのはどうなんですか。

○高木委員長 申し合わせの時間が来ておりますので、短くお願いいたします。

○新藤国務大臣 分権を進めて、まさに、私何度も申しますけれども、個性ある地方、そして自立した地方をつくるための、国民の生活を支援する地方自治の制度が必要だ、一方で、それは国全体の統治機構の強化にもつながるものにならなければいけない。その大きな解決策として道州制という議論がございます。

その議論を進めていく上では、その前に、まず、今目の前ですること、これは分権はどんどん進めていきたいと思います。そして、いつかの時点で、仮に道州制になるのか、道州制にかわる別の統治形態になるのかわかりません、けれども、今私は、道州制というものを推進していこうという形で研究を進めているわけです。

そうすると、道州制を導入する段階においては、そのときに行われている地方分権をきちんと反映された道州制になるわけでありますから、です。作業は別々のように見えて、最終的には、分権をする、そして望ましい国家の統治機能をつくるという意味においては、そこで一致するということを私は申し上げているのであります。

○塩川委員 その関連があるという点について引き続き議論していきたいと思えます。

○高木委員長 次に、内閣提出、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案、第百八十五回国会、原口一博君外三名提出、地方公務員法等の一部を改正する法律案、地方公務員の労働関係に関する法律案及び第百八十五回国会、重徳和彦君外三名提出、地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○新藤国務大臣 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底に関する事項であります。

まず、任命権者は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で、人事評価を定期的に行うこととし、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとしております。あわせて、職務給原則を徹底するため、地方公共団体は、給与に関する条例において等級別基準職務表を定め、等級及び職制上の段階ごとに職員数を公表することとしております。

第二は、退職管理の適正の確保に関する事項であります。

離職後に営利企業等の地位についた職員が、地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等が関係する契約または処分であつて離職前に関係していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制することとしております。さらに、地方公共団体は、国家公務員法における退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとしております。

第三には、特定地方独立行政法人の役職員につ

いて、原則として、地方公務員と同様の措置を講ずることとしております。

このほか、罰則等についての所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○高木委員長 次に、原口一博君。

地方公務員法等の一部を改正する法律案
地方公務員の労働関係に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○原口議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合共同提出の地方公務員法等の一部を改正する法律案及び地方公務員の労働関係に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び主な内容を順次御説明申し上げます。

最初に、地方公務員法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保し、あわせて自律的労使関係制度の措置等に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずることとするものであります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、自律的労使関係制度に関する事項であります。

自律的労使関係制度の措置等に伴い、人事委員会勧告制度を廃止し、職員の採用は原則として任命権者が行うこととする等、人事委員会の所掌事務について規定の整備を行う等の所要の措置を講ずることとしております。また、人事行政の公正

の確保を図るため、職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行わなければならないこととしております。

このほか、消防職員についても、労働基本権を付与することとし、勤務条件の維持改善を図ることを目的として団体を組織し、交渉を行うことができることとしております。

第二は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底に関する事項であります。

まず、能力本位の任用制度を確立するため、任命権者は職制上の段階の標準的な職とその職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定めるとともに、職員の任用は受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、標準職務遂行能力と適性を有する者の中から行うこととしております。

次に、職員の人事評価については公正に行われなければならないものとし、人事評価の基準及び方法に関する事項は任命権者がこれを定めることとするともに、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとしております。

第三は、退職管理の適正の確保に関する事項であります。

離職後に営利企業等の地位についた再就職者が、地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等が関係する契約または処分であつて離職前に関係していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制することとしております。さらに、地方公共団体は、国家公務員法における退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとしております。

第四に、これらに関連して、消防組織法、教育公務員特例法、労働組合法等について所要の規定の整備を行うこととしております。

続いて、地方公務員の労働関係に関する法律案

について御説明申し上げます。

新たな政策課題に迅速かつ果敢に対応し、効率的で質の高い行政サービスの実現を図るためには、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、透明性を確保しつつ、みずからの働きぶりに対する住民の理解のもとに、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革し、社会経済情勢や政策課題の変化に対応した人事給与制度の改革に取り組むことにより、有為な人材を確保、活用していくことが必要であります。

このため、非現業地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等について定めるこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、非現業の一般職の地方公務員が主体となつて自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体またはその連合体である労働組合について、その組織、認証及び労働組合のための職員の行為の制限について定めることとしております。

第二に、認証された労働組合と当局とが団体交渉を行い、団体協約を締結することができる事項の範囲、団体交渉を行う当局及び団体交渉の手続を定めるとともに、認証された労働組合と当局との団体協約の効力等について定めることとしております。

第三に、職員に対する不利益取り扱い、団体交渉拒否等の不当労働行為を禁止するとともに、禁止規定に違反した場合の労働委員会による審査手続を定めることとしております。

第四に、労働委員会によるあつせん、調停及び仲裁の制度を定めるとともに、仲裁裁定の効力について所要の規定を設けております。

以上が、両法律案の提案理由及び主な内容であります。

何とぞ、十分に御審議の上、両法律案に御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高木委員長 次に、鈴木望君。

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○鈴木望議員 ただいま議題となりました地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、日本維新の会を代表いたしまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について御説明申し上げます。

近年の地方分権の進展に伴い、地方公務員の権限及び裁量の範囲が従前に比べ著しく拡大しつつある現在、地方公務員の政治的中立性の確保の重要性は一層重要となつております。これを害する形で行われる政治的行為は、住民、国民の信頼を失わせるものであります。

また、地方公務員については、現行制度上、政治的行為の制限の範囲が概して国家公務員よりも限定的であり、しかも、違法な行為に対する罰則もないため、その政治的行為が放任される傾向にあり、その結果、職員と特定の政治勢力との癒着を通じて労使の癒着、職員厚遇問題といったさまざまな弊害が噴出してきております。

このように、地方公務員の政治的中立性や行政の中立的運営とこれに対する住民、国民の信頼を確保するという住民全体ないし国民全体の重要な共同利益が損なわれるおそれが増大してきていることから、本法案は、地方公務員の政治的行為についても、国家公務員と同様の制限を設けることによつて、このような共同利益を擁護しようとするものであります。

次に、本法案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方公務員の政治的行為について、国

家公務員と同様に制限するため、当該地方公共団体の区域の内外を問わず制限することとするとともに、地方公務員法に定めるもののほか、職員の政治的行為の制限については、国家公務員の例によることとしております。あわせて、地方公務員の政治的行為規制に対する違反行為に対し、三年以下の懲役または百万円以下の罰金という罰則を設けることとしております。

第二に、公立学校の教育公務員、単純労務者である地方公務員、地方公営企業の職員及び特定地方独立行政法人の職員の政治的行為についても、国家公務員と同様の制限に服し、かつ、罰則が適用されることとするため、これらの者の政治的行為の制限に関する特例規定を削除することとしております。

第三に、単純労務者である地方公務員、地方公営企業の職員及び特定地方独立行政法人の職員について、他の地方公務員と同様に、その地位を利用して、政治的活動に関する寄附または政治資金パーティーの対価の支払いに関与等をしてはならないものとするともに、在職中、公職の候補者となることのできないものとするとしております。

目次中「職階制(第二十三条)」を「人事評価(第二十三条―第二十三条の四)」に、「第六節 服務(第三十条―第三十八条)」を「第六節 服務(第三十条―第三十八条の七)」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、「第六十二条」を「第六十五条」に改める。

第一条中「職階制」を「人事評価」に改め、「服務」の下に、「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定」を削る。

第六条第一項中「職員の任命」の下に、「人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条第四項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

ます。

なお、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「職階制(第二十三条)」を「人事評価(第二十三条―第二十三条の四)」に、「第六節 服務(第三十条―第三十八条)」を「第六節 服務(第三十条―第三十八条の七)」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、「第六十二条」を「第六十五条」に改める。

第八条第一項第二号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第九条第二項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第九条の二第三項中「第五章」を「第六十条から第六十三条まで」に改める。

第十五条中「勤務成績」を「人事評価」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

「人事評価、給与」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、同項第七号を次のように改める。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。
- 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。
- 2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。
- 3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 第十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「第五章」を「第六十条から第六十三条まで」に改める。
- 第十七条第一項中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同条第二項中「この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条を」この節に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

(採用の方法)

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体

においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則(競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。)で定める場合には、選考(競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。)によることを妨げない。

2 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

3 人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。)は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

第十八条の見出しを「(試験機関)」に改め、同条第一項中「競争試験又は選考は、人事委員会が行う」を「採用のための競争試験(以下「採用試験」という。又は選考は、人事委員会等が行う)に改め、同項ただし書中「但し、人事委員会」に改め、人事委員会等」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(採用試験の公開平等)

第十八条の二 採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

(受験の阻害及び情報提供の禁止)

第十八条の三 試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第十九条及び第二十條を次のように改める。

(受験の資格要件)

第十九条 人事委員会等は、受験者に必要な資

格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(採用試験の目的及び方法)

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 採用試験は、筆記試験その他の人事委員会等が定める方法により行うものとする。

第二十一条の見出しを「採用候補者名簿の作成及びこれによる採用」に改め、同条第一項中「競争試験を」を「採用試験」に改め、「任用」を「採用」に改め、「任用候補者名簿」及び「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第二項中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第三項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「採用又は昇任は、任命権者が、人事委員会の提示する」に、「について、採用し、又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人のうちを」の中に改め、同条第四項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「人事委員会の提示すべき志望者の数よりも少ないときは」を「採用すべき者の数よりも少ない場合その他の人事委員会規則で定める場合には」に改め、同条第五項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「任用の」を「採用の」に改め、「(競争試験等を行う公平委員会においては、公平委員会規則。次条第二項において同じ。)」を削り、同条の次に次の四條を加える。

(選考による採用)

第二十一条の二 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職について適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 選考による職員の採用は、任命権者が、人事委員会等の行う選考に合格した者の中から行うものとする。

3 人事委員会等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(昇任の方法)

第二十一条の三 職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任試験又は選考の実施)

第二十一条の四 任命権者が職員を人事委員会規則で定める職(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職)に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験(以下「昇任試験」という。)又は選考が行われなければならない。

2 人事委員会は、前項の人事委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、任命権者の意見を聴くものとする。

3 昇任試験は、人事委員会等の指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することができる。

4 第十八条から第二十一条までの規定は、第一項の規定による職員の昇任試験を実施する場合について準用する。この場合において、第十八条の二中「定める受験の資格を有する全ての国民」とあるのは「指定する職に正式に任用された全ての職員」と、第二十一条中「職員の採用」とあるのは「職員の昇任」と、「採用候補者名簿」とあるのは「昇任候補者名簿」と、

第一類第二号 総務委員会議録第十三号 平成二十六年四月八日

三、前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第二項に規定する手当を支給するものを除くほか、第五号とし、同項第三号中「時間外勤務、夜

(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に営利企業等

一七

るように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められてる法人に限る。）をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第五十八條第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者

として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したものである当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

6 第一項及び前二項の規定（第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するため必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若

しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 地方自治法第二百三十四條第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役員に對し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定めら

れているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第三十八條の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第三十八條の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に關して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求

め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に對し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(地方公共団体の講ずる措置)

第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

(廃置分合に係る特例)

第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体(この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を

当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定(第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含む、これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第六十條第四号から第八号まで及び第六十三條の規定を適用する。

第三章第七節の節名を次のように改める。

第七節 研修

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第五十八條の二第一項中「任命権者は」の下に「次条に規定するもののほかを」、「の任用の下に」、「人事評価を」、「服務」の下に、「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定」を削り、同条の次に次の一條を加える。

(等級等)の職員の数の公表)

第五十八條の三 任命権者は、第二十五條第四項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

第六十條中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」、「三万円」を「五十万円」に改め、同条に次の五号を加える。

四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるもの

のに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

五 地方自治法第五十八條第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務に就いていたときの職務に限る。)に属するものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

六 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人に就いているものに關し、職務上不正な行為をするように、又は依頼した再就職者

七 国家行政組織法第二十一條第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつ

て、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者(第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る。)

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十一條中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」、「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第十九條第一項後段」を「第十八條の三(第二十一條の四第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

本則に次の三條を加える。

第六十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為(当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役員職をその離職後に、若しくは役員職であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役員職若しくは役員職であつた者に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役員職若しくは役員職であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な

三 前号(地方独立行政法人法第五十条の二

(役員の退職管理)

読替へは、政令で定める。

特定地方独立行政法人の役員
の退職管理

第三十八條の二第二項	職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下この節、第六十條及び第六十三條において同じ。)	退職手当通算予定役員	特定地方独立行政法人の役員
第三十八條の二第二項	退職手当通算予定職員 職員若しくは	退職手当通算予定役員	職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))若しくは
第三十八條の二第二項	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。))の人事委員会規則(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則)をいう	設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。))の人事委員会規則(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則)をいう
第三十八條の二第二項	この条	地方独立行政法人法第五十條の二において準用するこの条	地方独立行政法人法第五十條の二において準用するこの条
第三十八條の二第二項	前項	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する前項	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する前項
第三十八條の二第二項	地方独立行政法人法	同法	同法
第三十八條の二第二項	地方公共団体の条例	特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人の規程
第三十八條の二第二項	第一項の「退職手当通算予定職員	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項の「退職手当通算予定役員	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項の「退職手当通算予定役員
第三十八條の二第二項	前項	同条において準用する前項	同条において準用する前項
第三十八條の二第二項	選考による採用	任命	任命
第三十八條の二第二項	第一項の	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項の	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項の
第三十八條の二第五項	第一項	地方独立行政法人法第五十條	地方独立行政法人法第五十條

第三十八條の二第六項各号列記以外の部分	第一項	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項
第三十八條の二第七項	第八項	同条において準用する第八項
	前項各号	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項各号
	から第一項	から同条において準用する第一項
	(次項)	(同条において準用する次項)
	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定(同条において準用する	第一項、第四項又は第五項の規定)
	人事委員会規則	設立団体の人事委員会規則
	人事委員会又は	設立団体の人事委員会又は
第三十八條の二第八項	地方公共団体は	設立団体は
	その組織	その特定地方独立行政法人の組織
第三十八條の三	前条	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前条
	人事委員会	設立団体の人事委員会
第三十八條の四及び第三十八條の五第一項	人事委員会	設立団体の人事委員会
第三十八條の六第一項	地方公共団体は	特定地方独立行政法人又は設立団体は
	地方公共団体の職員	特定地方独立行政法人の役員
第三十八條の六第二項	地方公共団体	設立団体
	第三十八條の二	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八條の二
第三十八條の七	地方公共団体(この条の規定によ	特定地方独立行政法人(この

第六十条第七号	第三十八條の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八條の二第八項の規定に基づき設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人
	第六十条第四号	同法第五十条の二において準用する第六十条第四号
	第三十八條の二第八項	同法第五十条の二において準用する第三十八條の二第八項
	第三十八條の二から	同法第五十条の二において準用する第三十八條の二から
	元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の	元在職法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として
	該他の地方公共団体の	
	他の地方公共団体を当該元在職団体	他の特定地方独立行政法人を当該元在職法人
	他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の	他の特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として
	り当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体	条の規定により当該役員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人とみなされる特定地方独立行政法人を含む)の合併(地方独立行政法人法第六百六条に規定する合併をいう。)により当該役員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人(以下この条において「元在職法人」という。)の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人

第六十条第八号	第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する）	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する）
第六十四条	第三十八条の二第二項	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第二項
第六十五条	第三十八条の六第二項	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の六第二項

第五十三条第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）を削り、「第七項」を「第一項第四号及び第七項」に、「第二十四条」を「第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条の四」に改め、「第四十条第二項」を削り、「並びに第五十八条の二」を、「第五十八条の二並びに第五十八条の三」に改め、同条第三項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第六条第二項の項の次に次のように加える。

第八条第一項第四号	人事行政の運営	退職管理
-----------	---------	------

第五十三条第三項の表第十七条第四項の項中「第十七条第四項」を「第十七条の二第二項」に改め、同表第十七条第五項の項中「第十七条第五項」を「第十七条の二第三項」に、「第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ」を「この節において「人事委員会等」という」に改め、同表第十八条第一項の項中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同表第十八条第二項の項を削り、同表第十九条及び第二十二条第一項の項中「第十九条及び第二十二条第一項」を「第十八条の二、第十九条及び第二十二条第二項」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十一条の二第二項	任命権者が、人事委員会等の行う	特定地方独立行政法人の理事 長が
第二十一条の二第三項	人事委員会等	特定地方独立行政法人の理事 長
	又は他の地方公共団体	、地方公共団体又は他の特定 地方独立行政法人
第二十一条の四第一項	人事委員会規則で定める職（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）	特定地方独立行政法人の理事 長が定める職
第二十一条の四第三項及び第二十二条第一項	人事委員会等	特定地方独立行政法人の理事 長

第五十三条第三項の表第三十八条第一項の項の次に次のように加える。

第三十八条の二第一項	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	設立団体の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう
第三十八条の二第二項	地方公共団体の条例	特定地方独立行政法人の規程
第三十八条の二第七項	人事委員会規則	設立団体の人事委員会規則
第三十八条の二第八項	人事委員会又は、地方公共団体は	設立団体の人事委員会又は
	その組織	設立団体は
第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項	人事委員会	設立団体の人事委員会
第三十八条の六第二項	地方公共団体は	特定地方独立行政法人又は設立団体は
第三十八条の六第二項	当該地方公共団体	当該特定地方独立行政法人
第三十八条の七	地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体	設立団体
	他の地方公共団体を当該元在職団体	特定地方独立行政法人（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人とみなされる特定地方独立行政法人を含む。）の合併（地方独立行政法人法第六六条に規定する合併をいう。）により当該職員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人（以下この条において「元在職法人」という。）の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人
	他の地方公共団体を当該元在職団体	他の特定地方独立行政法人を当該元在職法人
	他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元	他の特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれら

在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該地方公共団体の	に類する者として
--	-----------------

第五十三条第三項の表に次のように加える。

第六十条第七号	元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の
----------------	---

第五十四条に次の一項を加える。

3 特定地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章(第五十条の二において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として設立団体の人事委員会(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。)が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 第五十九条第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものの職員(地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつた者に限る。)であつた者に対する同法第三十八條の二から第三十八條の六までの規定(同法第三十八條の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含む、これらの規定に係る罰則を含む。)並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三條の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の

と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八條の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八條の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。	設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人
--	--

と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八條の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八條の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

5 設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八條の二第一項の項中「設立団体地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体」とあるのは「条例適用設立団体(地方独立行政法人法第二百二十三條第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体において

は、条例適用設立団体」と、同表第三十八條の二第七項の項、第三十八條の二第八項の項、第三十八條の三の項、第三十八條の四及び第三十八條の五第一項の項、第三十八條の六第一項の項、第三十八條の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三條第三項の表第六條第一項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十三條第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。）」と、同表第十六條各号列記以外の部分の項、第二十六條の五第一項、第五項及び第六項(第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。)、第二十六條の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七條第二項の項、第二十八條第三項及び第四項並びに第二十八條の二第一項及び第二項の項、第二十八條の四第一項の項、第二十八條の四第二項及び第三項の項、第二十九條第二項の項、第二十九條第四項及び第二十九條の二第二項の項、第三十二條の項、第三十五條の項、第三十六條第二項第五号の項、第三十八條の二第一項の項、第三十八條の二第七項の項、第三十八條の二第八項の項、第三十八條の三、第三十八條の四及び第三十八條の五第一項の項、第三十八條の六第一項の項、第三十八條の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三條第四項から第六項までの規定中「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二百二十三條第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項

に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。))と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

第百三十條第二号中「設立団体の長」の下に「又は設立団体の人事委員会」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中地方独立行政法人法第五十四條及び第百三十條第二号の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。))第十五條の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び同号の標準的な職並びに新法第二十三條の二第二項に規定する人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるに当たつて必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前においても、新法第十五條の二並びに第二十三條の二第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

2

この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、第二条の規定による改正後の地方独立行政法人法第五十四條第三項中「地方公務員法第三章第六節の二及び第五章(第五十条の二)」とあるのは、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方公務員法第三章第六節の二及び第五章(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の第五十条の二)」とする。

(地方公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の地方公務員法以下この条において「旧法」という。）第四十条第一項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第三章第三節の規定にかかわらず、任命権者は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

2 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第百五十六条第一項に規定する行政機関、同法第二百二条の四第三項に規定する地域自治区の事務所、同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設並びに同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所及びその出張所をいう。以下この項において同じ。）と規模の異なる他の機関であつて所管区域の単位及び種類を同じくするものに置かれる職であつて当該任命されている職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、新法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

3 施行日前に旧法第二十一条第一項の規定により作成された採用候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、新法第二十一条第一項の規定により作成された採用候補者名簿とみなす。

4 施行日前に旧法第二十一条第一項の規定により作成された昇任候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、新法第二十一条の四第四項において読み替えて準用する新法第二十一条第一項の規定により作成された昇任候補者名簿とみなす。

5 施行日前に旧法によつて行われた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て及び審査については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下この条において「新法令」という。）の規定に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第百三十八条第八項及び第百七十二条第四項中「職階制」を「人事評価」に改め、「服務」の下に「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定を削る。

（職業安定法の一部改正）

第八条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第一項を次のように改める。
地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として行う無料の職業紹介事業

る業務として行う無料の職業紹介事業

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するため必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業

（教育公務員特例法の一部改正）

第九条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次、第一条及び第二章の章名中「任免」の下に、「人事評価」を加える。

第三条第一項中「部局長の採用」の下に「（現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）」を、「教員の採用」の下に「（現に当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命されている者を当該部局に置かれる教員の職に任命する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）」を、「昇任」の下に「（採用に該当するものを除く。同項において同じ。）」を加える。

第四条第一項中「転任される」を「転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされる」に改める。

第五条第一項中「降任」の下に「（前条第一項の転任に該当するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（人事評価）

第五条の二 学長、教員及び部局長の人事評価及びその結果に応じた措置は、学長にあつて

は評議会が、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、評議会の議に基づき学長が定める。

第十条 次の一項を加える。

2 大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づき学長の申出に基づいて、任命権者が定める。

第十一条中「校長の採用」の下に「（現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。）」を、「教員の採用」の下に「（現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「昇任」の下に「（採用に該当するものを除く。）」を加え、「学長」を「学長が」に、「教育長」を「教育長が」に改める。

第十五条中「採用」の下に「（現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「昇任」の下に「（採用に該当するものを除く。）」を加える。

第十六条第一項中「第二十二條から第二十五条まで（条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）」を「第二十二條、第二十四條及び第二十五条」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十三條第一項中「採用」の下に「（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四條第一項において同じ。）」を加える。

第三十五條中「及び第五項」の下に「、第五條の二」を加え、「第二十條」を削り、「第六條及び第二十條第二項」を「第五條の二第二項及び第

六条に、「同条第一項」を「第五条の二第二項」に改める。

附則第四条第一項中「採用した」を「採用の」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 前条の規定による改正前の教育公務員特例法第二十条第一項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、前条の規定による改正後の教育公務員特例法第五条の二の規定にかかわらず、同条第一項に規定する評議会及び学長は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

（地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正）

第十一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第三十七条」を削り、「及び第三十九条第一項」を並びに第三十九条第一項及び第三項から第五項まで」に改める。

附則第五項中「及び」を並びにに、「第三十七条から第三十九条まで」を「第三十八条及び第三十九条」に、「同法第三十九条第一項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

（地方公営企業法の一部改正）

第十二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十九条第一項中「第一項第六号、第三項及び」を「第一項第四号及び第六号、第三項並びに」に、「第二十三号」を「第二十三号の四」に改め、「第四十号第二項」を削り、「及び第五十八号」を「第五十八号」に改め、「労働基準法」の下に「昭和二十二年法律第四十九号」を、「船員法の下に（昭和二十二年法律第百号）」を、「」を除く。「」の下に「及び第五十八号の三」

を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 企業職員に対する地方公務員法第八号第一項第四号の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。

（警察法の一部改正）

第十三条 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二の次に次の一条を加える。
（特定地方警察官に係る地方公務員法の適用の特例）

第五十六条の三 特定地方警察官は、地方公務員法第八号第一項（第四号に係る部分に限る。）、第三章第六節の二（第三十八号の二第二項及び第三項を除く。）、第六十号、第四号から第八号までに係る部分に限る。及び第六十三号から第六十五号までの規定の適用については、同法第四号第一項に規定する職員（以下この条において単に「職員」という。）とみなす。この場合において、同法第八号第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の三の規定により職員とみなされる同法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警察官（以下単に「特定地方警察官」という。）の退職管理」と、「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」と、同法第三十八号の二第一項中「退職手当通算法人の地位に就いている者」とあるのは「退職手当通算法人の地位に就いている者（特定地方警察官であつた者にあつては、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十六条の二第四項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者）」と、同条第六項第六号中「任命権者」とあるのは「任命権者（再就職者が特定地方警察官であつた者である場合にあつては、都道府県公安委員会）」と、同法

第三十八号の三から第三十八号の五までの規定（見出しを含む。）中「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」とするほか、職員とみなされる特定地方警察官に対する同法第六十三号第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役職員」とあるのは「又は当該役職員」と、「行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役職員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号の見出し中「身分取扱」を「身分取扱」に改め、同条中「教育長及び」を「教育長並びに」に改め、「任免」の下に「人事評価を、」を「服務」の下に「退職管理」を加え、「身分取扱」を「身分取扱」に、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第三十五号の見出し中「身分取扱」を「身分取扱」に改め、同条中「任免」の下に「人事評価を、」を「服務」の下に「退職管理」を加え、「身分取扱」を「身分取扱」に、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第四十号中「第四十六号を削る。

第四十二号中「第二十四号第六項」を「第二十四号第五項」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（人事評価）

第四十四条 県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三号の二第二項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

第四十六号を次のように改める。

第四十六号 削除

第四十七号第一項中「に読み替えるものとする」を「とする」に改め、同項の表第三十八号の項中「第三十八号」の下に「第三十八号の二第六項第六号、第三十八号の三（見出しを含む。）、第三十八号の四（見出しを含む。）並びに第三十八号の五の見出し及び同条第一項を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六号の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十四号の規定にかかわらず、同条に規定する市町村委員会は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正）

第十六条 大学の教員等の任期に関する法律平成九年法律第八十二号の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条」を「第十条第一項に改め、同項第一号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十七条 市町村の合併の特例に関する法律平成十六年法律第五十九号の一部を次のように改正する。

第五十六号の次に次の一条を加える。

（地方公務員法の適用に関する特例）

第五十六号の二 合併特例区の職員に対する地

方公務員法第三章第六節の二及び第五章の規定の適用については、同法第三十八條の二第一項中「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない合併市町村においては、合併市町村の規則をいう。）と、同条第七項中「人事委員会規則」とあるのは「合併市町村の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「合併市町村の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは「合併市町村は」と、「その組織」とあるのは「その合併特例区の組織」と、同法第三十八條の三、第三十八條の四及び第三十八條の五第一項中「人事委員会」とあるのは「合併市町村の人事委員会」と、同法第三十八條の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは「合併特例区又は合併市町村は」と、同条第

二項中「地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第六十條第七号中「条例を定めている地方公共団体」とあるのは「合併市町村が条例を定めている場合における当該合併特例区」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

理由

地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員法等の一部を改正する法律案

地方公務員法等の一部を改正する法律（地方公務員法の一部改正）

第一条 地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号の一部を次のように改正する。

目次中「職階制（第二十三條）」を「人事評価（第二十三條の四）」に、「第六節 服務（第三十條―第三十八條）」を「第六節 服務（第三十條―第三十八條の七）」に改め、「及び勤務成績の評価を削り」、「第六十二條」を「第六十五條」に改める。

第一条中「職階制」を「人事評価」に改め、「服務」の下に、「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評価」を削る。

第六条第一項中「職員の任命」の下に、「人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」を加える。

第七条第四項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第八条第一項第二号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「及び勤務成績の評価を削り、

同項第七号を次のように改める。

七 削除

第九条第二項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第九条の二第三項中「一」を「いずれかに」に、「第五章」を「第六十條から第六十三條まで」に改める。

第十五条中「勤務成績」を「人事評価」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（定義）

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

第十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「第五章」を「第六十條から第六十三條まで」に改める。

第十七条第一項中「いずれかの」を「いずれかの」に改め、同条第二項中「この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条を」を「この節」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

（採用の方法）

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体

においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。）で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）によることを妨げない。

2 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

3 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

第十八条の見出しを「（試験機関）」に改め、同条第一項中「競争試験又は選考は、人事委員会が行う」を採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）又は選考は、人事委員会等が行うに改め、同項ただし書中「但し、人事委員会を」を「ただし、人事委員会等」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（採用試験の公開平等）

第十八条の二 採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

（受験の阻害及び情報提供の禁止）

第十八条の三 試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第十九条及び第二十條を次のように改める。

（受験の資格要件）

第十九条 人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

（採用試験の目的及び方法）

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 採用試験は、筆記試験その他の人事委員会等が定める方法により行うものとする。

第二十一条の見出しを「（採用候補者名簿の作成及びこれによる採用）」に改め、同条第一項中「競争試験」を「採用試験」に、「任用」を「採用」に改め、「任用候補者名簿」及び「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第二項中「又は昇任候補者名簿」及び「又は昇任試験」及び「その得点順に」を削り、同条第三項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「採用又は昇任は、」を「採用は、任命権者が、人事委員会の提示する」に、「について、採用し、又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人のうち」を「の中」に改め、同条第四項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「人事委員会の提示すべき志望者の数よりも少いときは」を「採用すべき者の数よりも少ない場合その他の人事委員会規則で定める場合には」に改め、同条第五項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「任用の」を「採用の」に改め、「（競争試験等を行う公平委員会においては、公平委員会規則。次条第二項において同じ。）」を削り、同条の次に次の四条を加える。

（選考による採用）

第二十一条の二 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 選考による職員の採用は、任命権者が、人事委員会等の行う選考に合格した者の中から行うものとする。

3 人事委員会等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

（昇任の方法）

第二十一条の三 職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

（昇任試験又は選考の実施）

第二十一条の四 任命権者が職員を人事委員会規則で定める職（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考が行われなければならない。

2 人事委員会は、前項の人事委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、任命権者の意見を聴くものとする。

3 昇任試験は、人事委員会等の指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することができる。

4 第十八条から第二十一条までの規定は、第一項の規定による職員の昇任試験を実施する場合について準用する。この場合において、第十八条の二中「定める受験の資格を有する全ての国民」とあるのは「指定する職に正式に任用された全ての職員」と、第二十一条中「職員の採用」とあるのは「職員の昇任」と、「採用候補者名簿」とあるのは「昇任候補者名簿」と、同条第四項中「採用すべき」とあるのは「昇任させるべき」と、同条第五項中「採用の方法」とあるのは「昇任の方法」と読み替えるものと

する。

5 第十八条並びに第二十一条の二第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による職員の昇任のための選考を実施する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「職員の採用」とあるのは、「職員の昇任」と読み替えるものとする。

（降任及び転任の方法）

第二十一条の五 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる職に任命するものとする。

2 職員の転任は、任命権者が、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

第二十二條の見出しを「（条件付採用及び臨時的使用）」に改め、同条第一項中「すべて条件付」を「全て条件付」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に、「条件付採用」を「条件付採用に改め、同条第二項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三章第三節を次のように改める。

第三節 人事評価

（人事評価の根本基準）

第二十三条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

（人事評価の実施）

第二十三条の二 職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

（人事評価に基づく措置）

第二十三条の三 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

（人事評価に関する勧告）

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができ

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十五条の見出しを「（給与に関する条例及び給与の支給）」に改め、同条第一項中「前条第六項」を「前条第五項」に、「又」を「また」に改め、同条第三項中「次の」を「次に掲げる」に改め、第六号を削り、同項第五号中「及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これら」を「前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四條第二項の手当を支給する場合においては、当該手当」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与」を「時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号と

し、第一号の次に次の一号を加える。

二 等級別基準職務表

第二十五条第四項及び第五項を次のように改める。

4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

第二十八条第一項中「左の各号の一に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

第二十八条第二項第三号中「場合の外を」を「場合のほか」に改める。

第三十八条の見出しを「(営利企業への従事等の制限)」に改め、同条第一項中「営利を目的とする私企業を」、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。に、「自ら営利を目的とする私企業」を「自ら営利企業」に改める。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 退職管理

(再就職者による依頼等の規制)

第三十八条の二 職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人、国際機関、地方公共団体、行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第三項に規定す

る行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。)の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八号の七において同じ。若しくは議会の事務局(事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。若しくは特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。)の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員(以下「役員」という。又はこれらに類する者として人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条(第七項を除く。、第三十八号の七、第六十条及び第六十四条において同じ。で定めるもの)に対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。であつて離職前五年間の職務に属するもの)に関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立

行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第一項の規定によるものほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職

務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 第一項及び前項の規定によるものほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したもの)に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

6 第一項及び前二項の規定(第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分(以下「指定等」という。)を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分に

より課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)

六 再就職者が役職員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないことと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定(次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)により禁止される要求又は依頼を受けたとき(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定(同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。))により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法昭和二十三年法律第二十号(第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものの)に対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)
第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定に違反する行為(以下「規制違反行為」という。)を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)
第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に關して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。
3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に關する調査を行うよう求めることができる。
2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(地方公共団体の講ずる措置)
第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に關する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。
2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後二年を超えない範囲内において条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

(廃置分合に係る特例)
第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体(この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体とし、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものとする。

る者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。

第三章第七節の節名を次のように改める。
第七節 研修
第四十条を次のように改める。
第四十条 削除
第五十八条の二第一項中「任命権者は」の下に「次条に規定するもののほかを」、「任用」の下に「人事評価を」、「服務」の下に「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定を削り、同条の次に次の一条を加える。
(等級等)の職員の数の公表
第五十八条の三 任命権者は、第二十五条第四項の等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。
2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

第六十条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」、「三万円」を「五十万円」に改め、同条に次の五号を加える。
四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに對し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者
五 地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部

ように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同条において準用する場合を含む。)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第六十四条 第三十八条の二第一項、第四項又は第五項の規定、同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに對し、契約等事務に關し、職務上の行為するように、又はしないように要求し、又は依頼した者 不正な

行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。は、十万円以下の過料に処する。

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二條 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第二節 任用(第十五条―第二十二條)を「第二十三條の四」を「第二十三條の三」に、「職員団体」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中

「人事行政を」職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事行政」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第三十八条の規定による営利企業への従事等の制限に関すること。

第八条第一項第五号を次のように改める。

五 第三十八条の二の規定による再就職者による依頼等の規制及び第三十八条の三から

第三十八条の五までの規定による措置に關すること。

第八条第一項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同項第十二号中「除く外」を「除くほか」に、「基き」を「基づき」に、「属せしめ」を「属させ」に改め、同号を同項第九号とし、同条第三項中「第二号、第六号、第八号及び第十二号」を「第四号、第五号及び第九号」に改め、同条第四項中「第一項第十一号」を「第一項第八号」に改め、同条第六項中「基く」を「基づく」に改め、「書類」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第六十一条第一号において同じ。）を加え、「その写」を「その写し」に改め、同条第八項中「第一項第九号及び第十号」を「第一項第六号及び第七号」に、「属せしめ」を「属させ」に、「基く」を「基づく」に改める。

第九条の見出しを「（人事委員会等の権限の特例等）に改め、同条第一項中「公平委員会を置く」を削り、「より」の下に「人事委員会又は」を加え、「第八号第二項各号」を「第八号第一項各号又は第二項各号」に改め、「並びにこれら」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた人事委員会又は公平委員会（以下「特例委員会」という。）は、当該事務を当該地方公共団体の他の機関又は特例委員会の事務局長に委任することができる。

第九条の二第三項中「第三号若しくは第五号の二」を「から第四号までのいずれかに」に改め、同条第八項中「第四号又は第五号の二」を「又は第四号のいずれかに」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 第三十四条第一項、第三十六条及び第三十条の規定は常勤の人事委員会の委員の服務

について、同項及び第三十六条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

第十三条中「すべて」を「全て」に、「第十六条第五号」を「第十六条第四号」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条の次に次の一条を加える。（人事行政の原則）

第十三条の二 職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

第十四条第二項を削り、第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（労働関係に関する制度）

第十四条の二 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

第十六条中「条例で定める場合を除くほか」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十七条第二項を削る。

第十七条の二第一項中「人事委員会を置く」を「地方公共団体においては」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、条例で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

第十七条の二第二項を削り、同条第三項中「人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）を「任命権者（特例委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会又は公平委員会。以下この節において「任命権者等」という。）に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条中「人事委員会等が行う」を「任命権者等が公正に実施する」に改め、同条ただし書中「人事委員会等」を「任命権者等」に改める。

第十八条の二及び第十九条中「人事委員会等」を「任命権者等」に改める。

第二十条第一項中「正確に判定することをもつてその目的とする」を「客観的かつ多角的に判定できるものでなければならない」に改め、同条第二項中「人事委員会等」を「任命権者等」に改める。

第二十一条第一項及び第三項中「人事委員会」を「特例委員会」に改め、同条第四項中「記載された」を「記載されている」に改め、「人事委員会規則」の下に「又は公平委員会規則」を加え、「人事委員会は」を「特例委員会は」に改め、同条第五項中「人事委員会規則」の下に「又は公平委員会規則」を加える。

第二十一条の二第二項中「人事委員会等の行う選考に合格した者」を「任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者（特例委員会を置く地方公共団体にあつては、特例委員会の行う選考に合格した者）」に改め、同条第三項中「人事委員会等」を「任命権者等」に改める。

第二十一条の四第一項中「人事委員会規則で」を「任命権者等が」に改め、「（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）」を削り、同条第二項中「人事委員会は、前項の人事委員会規則を特例委員会を置く地方公共団体においては、特例委員会が前項の職」に改め、同条第三項中「人事委員会等の」を「任命権者等が」に改める。

第二十二条第一項中「六月」の下に「（当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合にあっては、六月を超え一年を超えない範囲内で任命権者等が定める期間）」を加え、後段を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社

及び土地開発公社をいう。）その他の業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものを使用される者（以下「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）その他任命権者等が定める場合には、適用しない。

3 任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に關する場合においては、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

第二十二条第四項を削り、同条第五項中「人事委員会を置かない」を「前項に定めるもののほか、特例委員会を置く」に、「緊急の場合又は臨時の職に關する場合においては」を「第二十一条（第二十一条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合においても」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を削り、第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（選考による採用に関する報告要求等）
第二十三条の二 人事委員会（第九条第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた人事委員会を除く。次項において同じ。）は、任命権者に対し、人事委員会規則で定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

2 人事委員会は、任命権者がこの法律又はこ

れに基づく条例に違反して選考による職員
の採用を行つた場合には、その是正のため必要
な指示を行うことができる。
第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 派遣

第二十二条の三 任命権者は、別に法律で定め
る場合のほか、次に掲げる場合には、条例で
定めるところにより、職員を派遣することが
できる。

一 当該職員が、学術に関する調査、研究又
は指導であつて、当該職員の職務に關係が
あると認められるものに、学校、研究所、
病院その他これらに準ずる公共施設(次
号において「研究所等」という。)において従
事する場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 当該職員が、地方公共団体及び特定地方
独立行政法人以外の者が地方公共団体(当
該職員が特定地方独立行政法人の職員であ
る場合に於ては、当該特定地方独立行政
法人。以下この号において同じ。)と共同し
て又は地方公共団体の委託を受けて行つた
学術技術(人文科学のみに係るものを除く。
)に関する試験又は研究(以下この号におい
て「共同研究等」という。)であつて、当該職
員の職務に關係があると認められるもの
に、研究所等又は当該共同研究等を行うた
めの施設において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類
するものとして条例で定める場合

2 任命権者は、前項の規定により職員の派遣
を行おうとするときは、派遣先の要請に基づ
いて、かつ、当該職員の同意を得て、これ
を行わなければならない。

3 第一項の規定による派遣の期間は、条例で
定める場合を除き、五年を超えることができ
ない。

4 任命権者は、第一項の規定により派遣され

た職員(以下この条において「派遣職員」とい
う。)についてその派遣の必要がなくなつたと
きは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰
させなければならない。

5 派遣職員は、その派遣の期間が満了したと
きは、職務に復帰するものとする。

6 派遣職員は、その派遣の期間中、派遣され
た時就いていた職又は派遣の期間中に異動し
た職を保有するが、職務に従事しない。派遣
職員は、その派遣の期間中、条例で定める場
合を除き、何らの給与を受けてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、派遣に關し必
要な事項は、条例で定める。

第二十三條の四を削る。

第二十六條を次のように改める。
(職員等の給与についての調査研究等)

第二十六條 人事委員会は、給与改定の円滑な
実施に資するため、職員及び民間事業の従事
者の給与について、随時、他の人事委員会と
緊密に連携して調査研究を行い、その結果を
公表するものとする。

第二十八條第二項中「左の各号の一に該当す
る場合においては」を「次の各号に掲げる場合の
いずれかに該当するときは」に改め、同項に次
の二号を加える。

三 水難、火災その他の災害により、生死不
明又は所在不明となつた場合

四 前三号に該当することにより休職とされ
た職員が復職した場合その他これらに類す
るものとして条例で定める場合において定
数に欠員がないとき。

第二十八條第四項中「一」を「いずれかに」に
改め、「、」を「」に改め、同項に特別の定めがある場合を除く外」
を削る。

第二十九條第二項中「当該地方公共団体の特
別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若
しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国
家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地
方道路公社及び土地開発公社をいう。)その他そ

の業務が地方公共団体若しくは国の事務若しく
は事業と密接な関連を有する法人のうち条例で
定めるものに使用される者(以下この項におい
て「特別職地方公務員等」という。を「特別職地
方公務員等」に改める。

第三十七條の見出しを「(団結権の制限及び争
議行為等の禁止)」に改め、同条第二項を同条第
三項とし、同条第一項中「又」を「。また」に、
「そのかし」を「唆し」に改め、同項を同条第二
項とし、同条に第一項として次の一項を加え
る。

警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件
の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地
方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、
又はこれに加入してはならない。
第三十九條第四項を削る。

第三章第九節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)
第五十二條 第三十七條第一項に規定する職員
の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び
他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定め
るものとする。

第五十三條から第五十六條まで 削除
第五十八條第一項中「昭和二十四年法律第百
七十四号」の下に「。第十九條から第二十三條ま
で、第二十四條第二項、第二十六條、第二十七
條の二十二から第二十七條の二十六まで、第二
十九條及び第三十條の規定を除く。」を加え、
「基く」を「基づく」に改める。

第六十一條第四号中「第三十七條第一項前段」
を「第三十七條第二項前段」に、「そのかし」を
「唆し」に改める。

附則第二十項及び第二十一項を削る。
第三條 地方公務員法の一部を次のように改正す
る。

第三十七條第一項中「及び消防職員」を削る。
(地方自治法の一部改正)

第四條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

第三百二十八條第八項及び第七十二條第四項
中「職階制」を「人事評価」に改め、「服務の下に
」退職管理」を加え、「及び勤務成績の評価」を
削る。

第二百二條の二第一項中「人事行政」の下に
「の公正」を加え、「職員の競争試験及び選考
を実施し」を削る。

(消防組織法の一部改正)
第五條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條中第二項を第三項とし、第一項の次
に次の一項を加える。

2 消防職員(地方公務員法第三條第二項に規
定する一般職に属するものに限る。以下この
項において同じ。)の勤務条件は、消防職員の
職務の特殊性及び他の同法第四條第一項に規
定する職員(次條第二項において単に「職員」
という。)の勤務条件との均衡を考慮して定め
るものとする。
第十七條を次のように改める。

(消防職員団体)

第十七條 この法律において「消防職員団体」と
は、消防職員(地方公務員法第三條第二項に
規定する一般職に属するものに限り、常勤の
消防団員を含む。以下この条から第十七條の
五まで及び附則第三條において同じ。)がその
勤務条件の維持改善を図ることを目的として
組織する団体又はその連合体をいう。

2 消防職員は、消防職員団体を結成し、若し
くは結成せず、又はこれに加入し、若しくは
加入しないことができる。ただし、消防に關
する重要な行政上の決定を行う職員、消防に
關する重要な行政上の決定に参画する管理的
地位にある職員、消防職員の任免に關して直
接の権限を持つ監督的地位にある職員、消防
職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、消防
職員の給与その他の勤務条件又は消防職員団
体との關係についての当局の計画及び方針に

関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが消防職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他消防職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の消防職員とは、同一の消防職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の消防職員とが組織する団体は、この法律にいう「消防職員団体」ではない。

3 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

第十七条の次に次の四条を加える。
(消防職員団体の登録)

第十七条の二 消防職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2 前項に規定する消防職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 目的及び業務

三 主たる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

五 理事その他の役員に関する規定

六 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

七 経費及び会計に関する規定

八 他の消防職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に関する規定

十 解散に関する規定

3 消防職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準

ずる重要な行為が、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である消防職員団体にあつては、全ての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、消防職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該消防職員団体が同一の市町村に属する消防職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、消防職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該消防職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した消防職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該消防職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、消防職員でない者の役員就任を認めている消防職員団体を、そのことを理由として登

録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 登録を受けた消防職員団体が消防職員団体でなくなつたとき、登録を受けた消防職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき又は登録を受けた消防職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該消防職員団体の登録の効力を停止し、又は当該消防職員団体の登録を取り消すことができる。

7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該消防職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

8 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

9 登録を受けた消防職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならぬ。この場合においては、第五項の規定を準用する。

10 登録を受けた消防職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

(交渉)

第十七条の三 市町村の当局は、登録を受けた消防職員団体から、消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

2 消防職員団体と市町村の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3 市町村の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象となることができない。

4 消防職員団体が交渉することのできる市町村の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる市町村の当局とする。

5 交渉は、消防職員団体と市町村の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、消防職員団体がその役員の中から指名する者と市町村の当局の指名する者との間において行わなければならない。交渉に当たつては、消防職員団体と市町村の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、消防職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該消防職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき又は他の消防職員の職務の遂行を妨げ、若しくは市町村の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

8 この条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる。

9 第五項又は第六項の規定により消防職員団体が指名した消防職員は、勤務時間中に適法な交渉に参加することについて、市町村の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けなければならない。この場合において、任命権者は、市町村の行政の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。

10 市町村の当局は、消防職員団体と交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

11 消防職員団体は、法令、条例、市町村の規則及び市町村の機関の定める規程に抵触しない限りにおいて、当該市町村の当局と書面による協定を結ぶことができる。

12 前項の協定は、当該市町村の当局及び消防職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

13 市町村の当局は、登録を受けた消防職員団体との間で第十一項に規定する協定を締結したときは、当該協定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

14 消防職員は、消防職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(消防職員団体のための消防職員の行為の制限)

第十七条の四 消防職員は、消防職員団体の業務に専ら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた消防職員団体の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた消防職員団体の役員として専ら従事する期間は、消防職員としての在職期間を通じて五年(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書(同法附則第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同条第一項ただし書に規定する組

合の業務に専ら従事したことがある消防職員又は地方公務員の労働関係に関する法律(平成二十五年法律第 号)第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある消防職員については、五年からこれらの専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができる。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた消防職員が登録を受けた消防職員団体の役員として当該消防職員団体の業務に専ら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた消防職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、非常勤の職であつて条例で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 消防職員は、給与を受けながら、消防職員団体のためその業務を行い、又は活動してはならない。ただし、登録された消防職員団体の業務に専ら従事する場合以外の場合であつて条例で定める場合には、この限りでない。(不利益取扱いの禁止)

第十七条の五 消防職員は、消防職員団体の構成員であること、消防職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は消防職員団体のために正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはしない。

第二十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第十六条第二項の規定は、常勤の消防団員の勤務条件について準用する。

附則に次の一条を加える。
(消防職員が消防職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例)

第三条 第十七条の四の規定の適用については、消防職員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」とする。

(教育公務員特例法の一部改正)

第六条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「任免」の下に、「人事評価」を加え、「職員団体」を「労働組合」に改める。

第一条及び第二章の章名中「任免」の下に「人事評価」を加える。

第三条第一項中「部局長の採用」の下に「(現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。)」を、「教員の採用」の下に「(現に当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命されている者を当該部局に置かれる教員の職に任命する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。)」を、「昇任」の下に「(採用に該当するものを除く。同項において同じ。)」を加える。

第四条第一項中「転任される」を「転任(現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。)」を「改める」。

第五条第一項中「降任」の下に「(前条第一項の転任に該当するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(人事評価)
第五条の二 学長、教員及び部局長の人事評価

及びその結果に応じた措置は、学長にあつては評議会が、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、評議会の議に基づき学長が定める。

第十條に次の一項を加える。

2 大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づき学長の申出に基づいて、任命権者が定める。

第十一條中「校長の採用」の下に「(現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。)」を、「教員の採用」の下に「(現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「昇任」の下に「(採用に該当するものを除く。)」を加え、「学長」を「学長が」に、「教育長」を「教育長が」に改める。

第十二條の見出しを「条件付任用」に改め、同条第一項中「六月」とあるのは「一年」として「を」六月(当該教員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合に於ては、六月を超え一年を超えない範囲内で任命権者等が定める期間)とあるのは、「一年」として「に」改める。

第十五條中「採用」の下に「(現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「昇任」の下に「(採用に該当するものを除く。)」を加える。

第十六條第一項中「第二十二條から第二十五條まで(条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)」を「第二十二條、第二十四條及び第二十五條」に改める。

第十七條第一項中「(費負担教職員)」の下に

「第二十九条において単に「県費負担教職員」という。」を加える。

第十九条中「第三十七条及び」を「第三十七条第二項及び第三項並びに」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十三条第一項中「採用」の下に「（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）」を加える。

第六章を次のように改める。

第六章 労働組合

第二十九条 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）第五条の規定の適用（同条の規定による労働組合の認証のうち都道府県に係るものに係る適用に限る。）については、当該都道府県が設置する学校の職員又は当該都道府県内の県費負担教職員が全ての組合員の過半数を占める同法第二

条第二号に規定する労働組合（当該都道府県が設置する学校の職員が全ての組合員の過半数を占めるものを除く。）は、当該都道府県に属する職員が全ての組合員の過半数を占める同号に規定する労働組合とみなす。

第三十五条中「及び第五項」の下に「、第五条の二」を加え、「、第二十条」を削り、「第六条及び第二十条第二項」を「第五条の二第二項及び第六条」に、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に改める。

附則第四条第一項中「採用した」を「採用の」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第七条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「最高裁判所又は」を「最高裁判所、」に改め、「第十九条の十第一項において同じ。」の下に「、地方公共団体の長等（地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四条第三項に規定する

地方公共団体の長等をいう。第十九条の十二第三項において同じ。）、地方公営企業、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。）を加え、「労働者委員は労働組合又は」を「労働者委員は労働組合、」に改め、「」に規定する認証された労働組合の下に「又は地方公務員の労働関係に関する法律（第五条第七項に規定する認証された労働組合）を加え、「同条第七項」を「国家公務員の労働関係に関する法律（第五条第七項）」に、「認証された労働組合又は」を「認証された労働組合、」に改め、「加入する労働組合」の下に「、地方公務員の労働関係に関する法律（第五条第七項）に規定する認証された労働組合又は地方公営企業の地方公営企業等の労働関係に関する法律（第三条第四号に規定する職員（第十九条の十第一項において「地方公営企業職員」という。）若しくは特定地方独立行政法人の同号に規定する職員（第十九条の十第一項において「特定地方独立行政法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合を加える。

第十九条の十第一項中「との間に発生した紛争」の下に「、地方公務員の労働関係に関する法律（第三十三条）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて同法第十二条第一項の規定に基づいて団体協約を締結することができると事項に係るもの、地方公営企業とその地方公営企業職員との間に発生した紛争、特定地方独立行政法人とその特定地方独立行政法人職員との間に発生した紛争を加え、「第二十四条の二第五項若しくは」を「第二十四条の二第五項、」に改め、「第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準

用する場合を含む。）」の下に「若しくは地方公務員の労働関係に関する法律（第二十条）を加える。第十九条の十二第二項中「各十三人」を「各十五人、各十三人」に改め、同項ただし書中「各二人」の下に「以上の偶数の人数」を加え、同条第三項中「使用者団体」の下に「、地方公共団体の長等、地方公営企業又は特定地方独立行政法人」を、「労働組合」の下に「又は地方公務員の労働関係に関する法律（第五条第七項）に規定する認証された労働組合」を、「同意を」の下に「得た者のうちから都道府県の議会の同意を」を加え、同条第四項中「別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数に及び、それぞれ同表の下欄に定める数に公益委員の定数から一を減じた数の二分の一）に改め、同条第五項を次のように改める。

は」を削り、「都道府県労働委員会」を「都道府県の議会」に改め、「「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」とを削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から一を減じた数の二分の一以上の者が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が公益委員の定数から三を減じた数の二分の一になるように、都道府県の議会の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

第二十七条の二十三第一項中「同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員」を「地方公務員の労働関係に関する法律（第六条第二項又は第十九条第三項の規定により公益委員）」に改める。

都道府県知事は、公益委員のうちその定数から三を減じた数の二分の一の者が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

第十九条の十二第六項中「第十九条の三第六項、」を「第十九条の三第三項、第四項及び第六項、」に、「第十九条の三第六項ただし書」を「第十九条の三第三項中「国会」とあるのは「都道府県の議会」と、「衆議院の解散」とあるのは「解散」と、「両議院の」とあるのは「その」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「前項」とあるのは「第十九条の十二第三項」と、「厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている」とあるのは「使用者委員及び労働者委員の同意を得たと、同条第四項中「国会で両議院の」とあるのは「議会でその」と、「両議院」とあるのは「議会」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項ただし書に改め、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつて

（地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正）

第八条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「定の」を「定め」に、「第九条」を「第八条の三から第十二条まで、第十五条に改め、「第十八条」の下に「、第二十一条」を、「第三十条」の下に「、第三十一条の二、第三十一条の五」を加える。

第六条第三項中「もつぱら」を「専ら」に、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体を」を「地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

(中央労働委員会における事務の処理)

第十三条の二 中央労働委員会が次条第一項、第十四条第三号及び第四号並びに第十五条第三号の労働委員会の決議、次条第二項の労働委員会の同意その他政令で定める労働委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十五年法律第 号)第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員(第十四条の二及び第十五条の二において「国家公務員担当公益委員」という。)、同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員(第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当使用者委員」という。及び同項に規定する国家公務員担当労働者委員(第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当労働者委員」という。))のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(あつせんの実施等)

第十三条の三 労働委員会は、地方公営企業等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、労働委員会の会長が地方公務員の労働関係に関する法律第三十六条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は労働委員会の同意を得て労働委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のう

ちからあつせん員を指名することが適当でないときと認める場合は、この限りでない。
第十四条の次に次の一条を加える。

(調停委員の指名)

第十四条の二 公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員)又は特別調整委員のうちから、地方公営企業等を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員)又は特別調整委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員)又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

2 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないときと認める場合は、この限りでない。
第十五条の次に次の二条を加える。

(仲裁委員の指名)

第十五条の二 仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員)又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

(労使委員等の意見陳述)

第十五条の三 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員)又は特別調整委員及び労働委員会の労働者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員)又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、そ

の会議に出席し、意見を述べることができ
る。
附則第五項中「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十一号」を加える。
附則に次の一項を加える。

6 前項の場合において、労働組合法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「若しくは特定地方独立行政法人」とあるのは「特定地方独立行政法人」と、特定地方独立行政法人職員」とあるのは「特定地方独立行政法人職員」という。若しくは同法附則第五項に規定する単純な業務に雇用される職員」とする。

第九条 地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「五年」の下に「消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十七条の四第一項ただし書(同法第二十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により同法第十七条の四第一項ただし書に規定する登録を受けた消防職員団体の業務に専ら従事したことがある職員又は」を加え、「その専ら」を「これらの専ら」に改める。
(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第十条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律
目次中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合」に改める。
第一条中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改める。
第二条第一項中「職員団体等」を「公務員労働

組合等」に改め、「とは」の下に「公務員労働組合」を加え、「地方公務員職員団体」を「及び地方公務員労働組合をいう。以下同じ。」に改め、同条第三項中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第一項に規定する職員団体」を「地方公務員の労働関係に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二号に規定する労働組合」に改め、同条第四項第一号中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に改め、同項第二号中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「地方公務員法第五十二条第一項」を「地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号」に改め、同条第五項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」を「公務員労働組合」に、「法人である登録職員団体等」と総称するを「申出法人である公務員労働組合」というに、「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。
第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与
第三条第一項中「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」を「公務員労働組合」に改め、同項第一号中「労働組合」を「国家公務員労働組合」に改め、同項第二号中「地方公務員労働組合」を「地方公務員の労働関係に関する法律第五十五条」に、「登録された職員団体」を「認証された地方公務員労働組合」に、「登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会」を「認証をした都道府県労働委員会」に改め、同条第二項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」を「公務員労働組合」に、「第十条」を「第十条の二」に改める。
第四条中「職員団体等は、命令(第九条第一項

第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については、中央労働委員会規則とする。以下同じ。を「公務員労働組合等」は、中央労働委員会規則に改める。

第五条中「当該職員団体等」を「当該公務員労働組合等」に改め、同条第二号中「が、すべて」を「が、全て」に改め、同号ただし書中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第六条及び第七条中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改める。

第八条第一項第一号中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に改め、同項第四号及び第六号並びに同条第二項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改める。

第九条第一項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改め、同項第二号中「一の」の下に「都道府県内の」を加え、「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「地方公共団体の人事委員会又は公平委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同項第三号中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「人事委員会又は公平委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同項第五号中「人事委員会又は公平委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同条第三項中「中央労働委員会」を「中央労働委員会及び都道府県労働委員会」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員の全員をもつて構成する合議体に、第一項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益を代表する委員五人又は七人をもつて構成する合議体に、当該事務の処理を行わせる

ことができる。

第十条第一項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(中央労働委員会による再審査)

第十条の二 中央労働委員会は、第五条、第六条又は第八条の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができ、この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者である公務員労働組合等の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により再審査を行う中央労働委員会について準用する。

第十一条から第十三条までの規定中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第十四条の見出し中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十七条、第十八条、第十九条第一号、第二十条及び第二十一条第一項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第二十三条の見出し中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十六条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第二十七条の見出し及び同条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条第三号中「第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、「含む。」の下に「又は地方公務員の労働関係に

関する法律第五条第七項」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第二十八条の見出し及び同条第一項、第二十九条（見出しを含む）、第三十条、第三十五条、第三十六条の見出し及び同条第一項から第三項まで、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第三十九条中「登録認証機関（法人である登録職員団体等）」を「認証等機関（申出法人である公務員労働組合）」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十条、第四十二条及び第四十四条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十五条（見出しを含む。）中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改める。

第四十六条第一項中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同条第二項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十七条第一項中「法人である職員団体等の主たる事務所」を「法人である公務員労働組合等の主たる事務所」に改め、同項第四号中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同項第五号中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、同項第六号中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条第二項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十八条及び第四十九条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十条中「登録認証機関」を「認証等機関」に改める。

第五十一条第一号各号及び第三項並びに第五十二条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十三条の見出しを「（公務員労働組合等登記簿）」に改め、同条中「職員団体等登記簿」を「公務員労働組合等登記簿」に改める。

第五十四条第一項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、同条第二項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同項第二号中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同項第三号中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十六条及び第五十八条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十六条及び第五十八条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合への移行

第五十九条第一項中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、「の規定により認証されたとき」を削り、「地方公務員法第五十三条」を「地方公務員の労働関係に関する法律第五条」に、「登録された」を「認証された」に改め、「又は登録」を削り、「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同条第二項中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、「の規定による認証」を削り、「地方公務員法第五十三条の規定による登録」を「地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定による認証」に改め、同条第三項及び

第四項中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。

第六十条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条第六号中「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

（公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十一条 公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に改める。

第二条第一項中「公務員労働組合（国家公務員労働組合及び地方公務員労働組合をいう。以下同じ。）」を「国家公務員労働組合、地方公務員労働組合、消防職員団体に改め、同条第五項中「公務員労働組合」を「公務員労働組合等」に、「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「又は地方公務員労働組合」を「地方公務員労働組合又は消防職員団体に改め、同項第二号中「又は地方公務員労働組合」を「及び地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）」を「地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）」の数及び消防組織法第十七条第一項に規定する消防職員（以下「消防職員」という。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「消防職員団体」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百一十六号）第十七条第一項に規定する消防職員団体をいう。

第三条第一項中「公務員労働組合は」を「公務員労働組合等は」に改め、同項に次の一号を加

える。

三 消防組織法第十七条の二（同法第二十八條において準用する場合を含む。）の規定により登録された消防職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

第三条第二項中「公務員労働組合を」を「ものを」に改める。

第四条中「中央労働委員会規則」の下に「（第九条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる公務員労働組合等に係る事項については、命令とする。以下同じ。）」を加える。

第八条第一項第一号中「又は地方公務員労働組合」を「地方公務員労働組合又は消防職員団体に改め、同項第二号中「又は地方公務員労働組合」を「及び地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）」の数及び消防組織法第十七条第一項に規定する消防職員（以下「消防職員」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項の次に次の一号を加える。

第九条第一項第二号中「非現業の一般職の地方公務員を」を「地方公務員労働組合の一般職の地方公務員を」に改め、同項第五号中「前号を」を「前二号に」、「都道府県労働委員会を」を「人事委員会又は公平委員会」に改め、同項第八号とし、同項第四号中「非現業の一般職の地方公務員の数」を「地方公務員労働組合の一般職の地方公務員の数と消防職員の数の合計数」に改め、同項を同項第六号とし、同項の次に次の一号を加える。

七 前号の混合連合団体以外の混合連合団体で地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員の数及び消防職員の数以上であるもの及び同号の混合連合団体以外の全国的な組織を有する混合連合団体でこれを直接又は間接に構成する団体に地方公務員労働組合を含むもの 政令で定める都道府県労働委員会

第九条第一項第三号の次に次の二号を加

える。

四 一の地方公共団体に属する消防職員が組織する消防職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

五 前号の消防職員団体以外の消防職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

第二十七條第三号中「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「認証の取消し」の下に「又は消防組織法第十七条の二第六項（同法第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し」を加える。

第三十九條、第四十五條見出しを含む。）、第四十六條第一項、第四十七條第一項第四号並びに第四十八條第一項及び第二項第一号中「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合等への移行

第五十九條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「認証されたとき」の下に「又は消防組織法第十七条の二（同法第二十八條において準用する場合を含む。）の規定により登録されたとき」を加え、「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に改め、同条第二項中「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「認証」の下に「又は消防組織法第十七条の二（同法第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による登録」を加え、同条第三項及び第四項中「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に改める。

（地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正）

の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四条第二項を削り、同条第三項ただし書中「（人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得たときに限る。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項中「前条第三項ただし書」を「前条第二項ただし書」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正）

第十三条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第七条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条第三項を削る。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十四条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の次に次の一項を加える。

3 特定地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（第五十条の二において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として設立団体の人事委員会（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。）が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならない。

第九十九条第二号中「設立団体の長」の下に「又は設立団体の人事委員会」を加える。

第十五条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「この条の下に」及び「次条」を加え、同条第三項中「者を除く」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(役員の退職管理)

第五十条の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条第一項第四号に係る部分に限る。及び第三十八条の二から第三十八条の六までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに同法第六十条(第四号から第八号までに係る部分に限る。)及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第八

条第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員の退職管理」と、同法第三十八条の二第一項中「職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員」と、「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「職員若しくは」とあるのは「職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。若しくは」と、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の人事委員会規則(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則)をいう」と、「この条」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用するこの条と、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において

準用する前項」と、「地方公共団体の条例」とあるのは「特定地方独立行政法人の規程」と、同条第三項中「第一項の「退職手当通算予定職員」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の「退職手当通算予定役員」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の」と、同条第五項及び第六項各号列記以外の部分中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項」と、同項中「第八項」とあるのは「同条において準用する第八項」と、同条第七項中「前項各号」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項各号」と、「人事委員会規則」とあるのは「設立団体の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「設立団体の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体」とあるのは「設立団体」と、「その組織」とあるのは「その特定地方独立行政法人の組織」と、同法第三十八条の三「前条」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前条」と、同条、同法第三十八

条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは「設立団体の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「設立団体」と、「地方公共団体の職員」とあるのは「特定地方独立行政法人の職員」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「設立団体」と、「第三十八条の二」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二」と、同法第六十条第七号中「第三十八条の二」第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二」第八項の規定に基づ

き設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人」と、同条第八号中「第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号まで」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(第四号から前号まで」と、同法第六十四条中「第三十八条の二第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第一項」と、同法第六十五条中「第三十八条の六第二項」とあるのは「地方独立行政法人

法第五十条の二において準用する第三十八条の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
第五十三条第一項第一号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)を削り、「第七項」を「第一項第四号及び第七項」に、「第二十四条」を「第二十三條の四」に改め、「第三十八條第二項」の下に、「第三十八條の七」を加え、「第四十條第二項」を削り、「並びに第五十八條の三」に改め、第五十八條の二並びに第五十八條の三に改め、同条第三項中に読み替えるものを削り、同項の表第六條第二項の項の次に次のように加える。

第八条第一項第四号

人事行政の運営

退職管理

第五十三条第三項の表第十七條第四項の項中「第十七條第四項」を「第十七條の二第二項」に改め、同表第十七條第五項の項中「第十七條第五項」を「第十七條の二第三項」に、「第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ」を「この節において「人事委員会等」という」に改め、同表第十八條第一項の項中「第十八條第一項」を「第十八條」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同表第十八條第二項の項を削り、同表第十九條及び第二十二條第一項の項中「第十九條及び第二十二條第一項」を「第十八條の二、第十九條及び第二十二條第二項」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十一条の二第二項	任命権者が、人事委員会等の行う		特定地方独立行政法人の理事長が
	人事委員会等	又は他の地方公共団体	特定地方独立行政法人の理事長
第二十一条の四第二項	人事委員会規則で定める職(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職)	特定地方独立行政法人の理事長が定める職	
第二十一条の四第三項及び第二十二條第一項	人事委員会等	特定地方独立行政法人の理事長	
第五十三条第三項の表第三十八條第一項の項の次に次のように加える。			
第三十八條の二第一項	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	設立団体の人事委員会規則(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則を	

第三十八条の二第二項	地方公共団体の条例	いう
第三十八条の二第七項	人事委員会規則	特定地方独立行政法人の規程
第三十八条の二第八項	人事委員会又は 地方公共団体は その組織	設立団体の人事委員会規則 設立団体の人事委員会又は 設立団体は その特定地方独立行政法人の組 織
第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項	人事委員会	設立団体の人事委員会
第三十八条の六第一項	地方公共団体は	特定地方独立行政法人又は設立 団体は
第三十八条の六第二項	当該地方公共団体 地方公共団体	当該特定地方独立行政法人 設立団体
第五十三条第三項の表に次のように加える。		
第六十条第七号	条例を定めている地方公共団体	設立団体が条例を定めている場 合における当該特定地方独立行政 法人

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二條の二 第五十九條第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものの職員（地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつた者に限る。）であつた者に対する同法第三十八條の二から第三十八條の六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十條第四号から第八号まで及び第六十三條の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八條の二第一項に規定する人事委員

会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八條の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

第百二十三條第五項中「場合における」の下に「第五十條の二及び」を加え、「同法第三項の表」を「第五十條の二中「設立団体（地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体）」とあるのは「条例適用設立団体（地方独立行政法人法第百二十三條第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体に」とあるのは「条例適用設立団体に」と、「設立団体の」とあるのは「条例適用設立団体の」と、

「設立団体は」とあるのは「条例適用設立団体は」と、「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、「設立団体が」とあるのは「条例適用設立団体が」と、第五十三條第三項の表に、「同法第四項」を「同表第三十八條の二第一項の項、第三十八條の二第七項の項、第三十八條の二第八項の項、第三十八條の三、第三十八條の四及び第三十八條の五第一項の項、第三十八條の六第一項の項、第三十八條の六第二項の項及び第六十條第七項の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三條第四項に改める。

第十六條 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

第五十條の二中「（第四号に）を（第三号に）」に、「第八條第一項第四号中「人事行政の運営」を「第八條第一項第三号中「職員に関する人事行政」に改め、「退職管理」との下に、「人事行政の運営」とあるのは「その退職管理」とを加える。

第五十三條第一項第一号中「第一項第四号及び」を「第一項第三号及び第五号並びに」に、「第十四條第二項」を「第十四條の二」に改め、「及び第四項」及び「から第五十六條まで」を削り、「第五十八條の二並びに」を「第五十八條の二及び」に改め、同法第三項の表第八條第一

項第四号の項中「第八條第一項第四号」を「第八條第一項第三号」に改め、同表第十七條の二第二項の項中「第十七條の二第二項」を「第十七條の二第二項」に、「人事委員会を置かない地方公共団体」を「条例」に、「特定地方独立行政法人」を「設立団体の条例」に改め、同表第十七條の二第三項の項中「第十七條の二第三項」を「第十七條の二第二項」に、「人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）を「任命権者（特例委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会又は公平委員会。以下この節において「任命権者等」という。）に改め、同表第十八條の項及び第十八條の二、第十九條及び第二十條第二項の項中「人事委員会等」を「任命権者等」に改め、同表第二十一條の二第二項の項中「が、人事委員会等の行うを削り、「理事長」を「理事長」に改め、同表第二十一條の二第三項の項中「人事委員会等」を「任命権者等」に改め、同表第二十一條の四第一項の項中「人事委員会規則で定める職（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）」を「任命権者等が定める職」に改め、同表第二十一條の四第三項及び第二十二條第一項の項中「人事委員会等」を「任命権者等」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十二條第二項 当該地方公共団体
他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人
他の特定地方独立行政法人若しくは地方公共団体
設立団体の条例

第二十二條第二項	当該地方公共団体	当該特定地方独立行政法
第五十三條第三項の表第二十二條第五項の項を次のように改める。	他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人	他の特定地方独立行政法人若しくは地方公共団体
第二十二條の三第一項、第三項、第六項及び第七項	条例	設立団体の条例

第五十三條第三項の表第二十八條第三項及び	第四項並びに第二十八條の二第一項及び第二項
----------------------	-----------------------

の項中「第二十八條第三項及び第四項」を「第二十八條第二項第四号及び第三項」に改め、同表第二十九條第二項の項を削る。

第五十四條第一項中「地方公務員法」の下に「第二十二條の三第一項の規定により派遣された者、同法」を加える。

第六十四條第一項中「地方公務員法第五十二條第一項に規定する職員団体」を「地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二條第二号に規定する労働組合」に、「当該職員団体」を「同号に規定する労働組合」に、「同條第二項中「法人である労働組合」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける法人である労働組合」に改め、同條第三項中「より」の下に「地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける」を加える。

第六十五條第一項中「地方公務員法第五十二條第一項に規定する職員団体」を「地方公務員の労働関係に関する法律第二條第二号に規定する労働組合」に、「当該職員団体」を「同号に規定する労働組合」に、「同條第二項中「法人である労働組合」を「労働組合法の適用を受ける法人である労働組合」に、「労働組合となったものについて、それぞれ」を「労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについて、それぞれ」に改める。

第六十七條の三及び第百十六條中「地方公務員法第二十九條第二項」を「地方公務員法第二十二條第二項」に、「適用する同法第二十九條第二項」を「適用する同法第二十二條第二項」に改め、「第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。」を削り、「職員を同法第二十九條第二項」を「職員を同項」に改める。

（地方公務員の労働関係に関する法律の一部改正）
第十七條 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七條第一項に規定する消防職員

第七條第三項中「五年」の下に「消防組織法第十七條の四第一項ただし書（同法第二十八條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第十七條の四第一項ただし書に規定する登録を受けた消防職員団体の業務に専ら従事したことがある職員又は」を加え、「その専ら」を「これらの専ら」に改める。

附 則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四條並びに次條第一項及び第二項並びに附則第六條及び第九條から第十二條までの規定 公布の日

二 第一條の規定、第四條中地方自治法第百三十八條第八項及び第百七十二條第四項の改正規定、第六條の規定（教育公務員特例法目次の改正規定中「職員団体」を「労働組合」に改める部分、同法第十二條第一項の改正規定、同法第十七條第一項の改正規定、同法第十九條の改正規定及び同法第六章の改正規定を除く。）並びに第十五條の規定並びに附則第三條第一項から第五項まで及び第五條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 次條第三項の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過した日

四 第三條、第五條、第九條、第十一條及び第十七條並びに附則第四條の規定 施行日から起算して三年を経過した日

（準備行為）

第二條 第一條の規定による改正後の地方公務員法（以下「第一條による改正後の法」という。）第十五條の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び同号の標準的な職並びに第一條による改正後の法第二十三條の二第二項に規定する人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるに当たつて必要な手続その他の行為は、前條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第一條による改正後の法第十五條の二並びに第二十三條の二第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

2 この法律の公布の日から第二号施行日の前日までの間においては、第十四條の規定による改正後の地方独立行政法人法第五十四條第三項中「地方公務員法第三十三條第六節の二及び第五章（第五十條の二）とあるのは、「地方公務員法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第一條の規定による改正後の地方公務員法第三十三條第六節の二及び第五章（地方公務員法等の一部を改正する法律第十五條の規定による改正後の第五十條の二）」とする。

3 人事委員会又は公平委員会は、前條第四号に掲げる規定の施行の日前においても、第五條の規定による改正後の消防組織法第十七條第三項の規定による事務に関し必要があるときは、地方公共団体の長に対し、資料の提出を求めることができる。

（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第一條の規定による改正前の地方公務員法（以下この条において「第一條による改正前の法」という。）第四十條第一項の規定により第二号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、第一條による改正後の法第三十三節の規定にかかわらず、任命権者は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

2 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関（地方自治法第百五十五條第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第百五十六條第一項に規定する行政機関並びに同法第二百四十四條第一項に規定する公の施設をいう。以下この項において同じ。）と規模の異なる他の機関であつて所管区域の単位及び種類を同じくするものに置かれる職であつて当該任命されている職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、第一條による改正後の法第十五條の二第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

3 第二号施行日前に第一條による改正前の法第二十一條第一項の規定により作成された採用候補者名簿であつて附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものについては、第一條による改正後の法第二十一條第一項の規定により作成された採用候補者名簿とみなす。

4 第二号施行日前に第一條による改正前の法第二十一條第一項の規定により作成された昇任候補者名簿であつて附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものについては、第一條による改正後の法第二十一條の四第四項において読み替えて準用する第一條による改正後の法第二十一條第一項の規定により作成された昇任候補者名簿とみなす。

5 第二号施行日前に第一條による改正前の法によつて行われた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て及び審査については、なお従前の例による。

6 施行日前に第二條の規定による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第二十一條第一項の規定により作成された採用候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものがある場合には、当該名簿に記載さ

れている者は、第二条の規定による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十條第一項に規定する標準職務遂行能力及び適性を有するものとみなす。

7 施行日前に旧地方公務員法第二十一条の第四項において準用する旧地方公務員法第二十一条第一項の規定により作成された昇任候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものがある場合には、当該名簿に記載されている者は、新地方公務員法第二十一条の第四項において準用する新地方公務員法第二十条第一項に規定する標準職務遂行能力及び適性を有するものとみなす。

8 この法律の施行の際現に地方公務員法第二十七條第二項の規定に基づく条例の定めるところにより休職にされている職員又は同法第三十五条の規定に基づく条例の定めるところにより職務に専念する義務を免除されている職員のうち、新地方公務員法第二十二條の三第一項各号に掲げる場合に該当する場合において休職にされていると認められるものは、施行日に同項の規定により派遣された職員となるものとする。この場合においては、当該派遣の期間には、当該休職の期間又は職務に専念する義務を免除されている期間を通算するものとする。

(消防組織法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 旧地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する登録を受けた職員団体の業務に専ら従事した期間は、第五条の規定による改正後の消防組織法第十七條の四第三項の規定の適用については、地方公務員の労働関係に関する法律第七條第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定による改正前の教育公務員特例法第二十條第一項の規定により第二号施行

日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、第六条の規定による改正後の教育公務員特例法第五条の二の規定にかかわらず、同条第一項に規定する評議会及び学長は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日の前日において都道府県労働委員会の委員である者の任期は、第七条の規定による改正前の労働組合法第十九條の十二第六項において準用する同法第十九條の五第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 第七条の規定による改正後の労働組合法第十九條の十二第三項の規定による都道府県労働委員会の委員の任命のために必要な行為は、同項の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九條第一項に規定する労働者委員の推薦は、同法第二条に規定する労働組合又は旧地方公務員法第五十三條の規定により登録された職員団体が行うものとする。

(地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 旧地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第八条の規定による改正後の地方公営企業等の労働関係に関する法律第六條の規定の適用については、地方公務員の労働関係に関する法律第七條第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に存する第十条の規定による改正前の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(以下この条において「旧法人格付与法」という。)第二条第五項に規定する法人である職員団体等であつて、同条第三項に

規定する地方公務員職員団体であるもの及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第三項に規定する地方公務員職員団体を含むものは、施行日において、第十条の規定による改正後の公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律(以下この条において「新法人格付与法」という。)第二条第五項に規定する法人である公務員労働組合等となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 新法人格付与法第二条第五項に規定する法人である公務員労働組合等について、地方公務員の労働関係に関する法律附則第四条第三項の規定により認証がその効力を失った場合(同法附則第三条の規定による申請に対し当該法人である公務員労働組合等が認証されたときを除く。)は、新法人格付与法第二十七條の規定の適用については、同条第三号に掲げる事由に該当するものとみなす。

3 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧法人格付与法第二条第三項に規定する地方公務員職員団体及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第三項に規定する地方公務員職員労働組合を含むものに係る職員団体等登記簿は、新法人格付与法第二条第三項に規定する地方公務員労働組合及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第三項に規定する地方公務員労働組合を含むものに係る公務員労働組合等登記簿とみなす。

(処分等の効力)

第九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)の規定に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(関係法律の整備)

第十二条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理由

地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員の労働関係に関する法律案

地方公務員の労働関係に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 労働組合(第四条―第八条)
- 第三章 団体交渉(第九条―第十一条)
- 第四章 団体協約(第十二條―第十七條)
- 第五章 不当労働行為事件
- 第一節 審査の手続(第十八條―第二十九條)
- 第二節 訴訟(第三十條―第三十二條)
- 第六章 あつせん、調停及び仲裁
- 第一節 通則(第三十三條―第三十五條)
- 第二節 あつせん(第三十六條・第三十七條)
- 第三節 調停(第三十八條―第四十二條)
- 第四節 仲裁(第四十三條―第四十五條)

第七章 雑則(第四十六条―第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地方公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、住民の理解の下に、社会経済情勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、地方公共団体と労働組合との間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、職員が住民の立場に立ち責任を自覚し誇りを持って職務を遂行することを促進するとともに、職員の能力の向上及び優秀な人材の地方公共団体への確保を図り、もって地方公共団体の行政の能率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 地方公務員法第三十七条第一項に規定する職員

ロ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八條第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長その他の重要な行政上の決定を行う職員として都道府県労働委員会が認定して告示するもの

ハ 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員

二 労働組合 職員が主体となつて自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体(前号ロに掲げる者が加入するもの又は第四条第一項ただし書に規定する管理職員等と当該管理職員等以外の職員とが組織するものを除く)又はその連合体を

いう。

(関係者の責務)

第三条 労働組合及び地方公共団体の当局(第十条各号に定める者をいう。次条第一項ただし書、第八条及び第九条第一項において同じ)は、地方公共団体の行政の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

2 この法律に基づく手続に関与する関係者は、地方公共団体の事務及び事業の確実、効率的かつ適正な実施に支障を及ぼすことがないよう留意しなければならない。

第二章 労働組合

(労働組合の結成等)

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免

員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との関係についての地方公共団体の当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との関係において地方公共団体の当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下この項及び次項において「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができない。

2 都道府県労働委員会は、管理職員等の範囲を認定して告示するものとする。

3 地方公共団体の長等(地方公共団体の長その他の執行機関(都道府県公安委員会を除く。)及び議会の議長をいう。以下同じ)は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を都道府県労働委員会に通知しなければならない。

(労働組合の認証)

第五条 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員(の氏名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて、都道府県労働委員会に一の地方公共団体に係る認証を申請することができ

る。労働組合の規約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 認証に係る地方公共団体の名称

ホ 組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

ヘ 重要な財産の得喪その他資産に関する規定

ト 理事その他の役員に関する規定

チ 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

リ 経費及び会計に関する規定

ヌ 他の労働組合との連合に関する規定

ル 規約の変更に関する規定

ヲ 解散に関する規定

二 会計報告は、組合員によって委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。

3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員(の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員(の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である労働組合にあつては、全ての組合員が平等に

参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員(の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続により決定されることをもって足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、労働組合が認証されるためには、第一項に規定する一の地方公共団体に属する職員(当該職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを含む。第五章において同じ。)が全ての組合員の過半数を占めることを必要とする。

5 都道府県労働委員会は、認証を申請した労働組合が前三項の規定に適合するものであるときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該労働組合を認証しなければならない。

6 都道府県労働委員会は、前項の規定により認証したときは、当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。

7 第五項の規定により認証された労働組合(以下「認証された労働組合」という。)が労働組合でなくなつたとき、認証された労働組合について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき又は認証された労働組合が第十項の規定による届出をしなかつたときは、都道府県労働委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。

8 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認証された労働組合

から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

9 第七項の規定による認証の取消しは、当該処分及び当該処分の取消しの訴えの提起ができた期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

10 認証された労働組合は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会にその旨を届け出なければならぬ。

11 認証された労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会に認証の取消しを申請することができる。この場合において、都道府県労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。

12 認証された労働組合は、解散したときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会にその旨を届け出なければならない。この場合において、都道府県労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。

13 都道府県労働委員会は、第十項の規定による変更の届出(第六項の規定により告示された事項に係るものに限る。)があつたとき又は第七項、第十一項若しくは前項の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

14 都道府県労働委員会は、認証された労働組合に対し、当該認証された労働組合に係るこの条の規定による事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

(合議体による事務の処理)
第六条 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員(以下この項及び次項において「公益委員」という。)の全員をもつて構成する合議体、第二号第一号口、第四号第二項並びに前条第五項

から第八項まで及び第十一項から第十四項までの規定による事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体に、当該事務の処理を行わせることができる。

2 都道府県労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第二号第一号口及び第四号第二項の規定による認定及び告示並びに前条の規定による処分及び告示を除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることができる。

3 第一項の合議体に関する事項その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(労働組合のための職員の行為の制限)
第七条 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、地方公共団体の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けて、認証された労働組合(第五号第五項の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。)の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(地方公共団体等の労働関係に関する法律第六号第一項ただし書(同法附則第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同条第一項ただし書に規定する組合の業務に専ら従事

したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、非常勤の職であつて条例で定め定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 職員は、給与を受けながら、労働組合のための業務を行い、又は活動してはならない。ただし、認証された労働組合の業務に専ら従事する場合以外の場合であつて条例で定める場合には、この限りでない。

(不当労働行為)
第八条 地方公共団体の当局は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の任免の条件とすること。

二 認証された労働組合と団体交渉をすること

三 職員が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、第十一号第四項の規定により行われる勤務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること、及び労働組合に対し最小限の

広さの事務所を供与することを除くものとする。

四 職員が労働委員会(中央労働委員会及び都道府県労働委員会をいう。以下同じ。)に対し地方公共団体の当局がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十一号第一項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは第十三号第一項に規定する者と認証された労働組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

第三章 団体交渉

(団体交渉の範囲)
第九条 地方公共団体の当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに必ずしも地位に立つものとする。

一 職員の給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
二 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項
三 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項

五 団体交渉の手続その他の労働組合と地方公共団体の当局との間の労使関係に関する事項(以下「労使関係事項」という。)

2 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができる。

(団体交渉を行う地方公共団体の当局)
第十条 労働組合と団体交渉をすることができる地方公共団体の当局は、次の各号に掲げる事項

地方公共団体の当局は、次の各号に掲げる事項

について、それぞれ当該各号に定める者とす
る。

一 勤務条件に関する事項のうち、条例の制定
又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務
を所掌する地方公共団体の長等

二 勤務条件に関する事項のうち、地方公共団
体の規則又は地方公共団体の長等の定める規
程の制定又は改廃を要するもの 当該事項に
係る事務を所掌する地方公共団体の長等

三 勤務条件に関する事項のうち、法令又は条
例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団
体の長等の定める規程に基づき地方公共団
体の長等又はその委任を受けた地方公務員若し
くは当該地方公共団体の長等の管理に属する
行政庁が定めるもの 当該勤務条件を定める
ことができる地方公共団体の長等又はその委
任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共
団体の長等の管理に属する行政庁

四 勤務条件に関する事項のうち、前三号に掲
げるものの以外のもので、当該事項について適法
に管理し、又は決定することのできる者

五 前各号に定める者に共通する労使関係事
項 当該地方公共団体の長

六 地方公共団体の長等並びにその委任を受け
た当該地方公共団体の長等の補助機関たる地
方公務員、当該地方公共団体の長等の管理に
属する機関の地方公務員及び当該地方公共団
体の長等の管理に属する行政庁それぞれに共
通する労使関係事項(前号に掲げるものを除
く。) 当該地方公共団体の長等

七 前各号に定める者のみに関する労使関係事
項(前二号に掲げるものを除く。) 当該各号
に定める者

(団体交渉の手続等)

第十二条 団体交渉は、労働組合と地方公共団体
の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内
で、労働組合がその役員の中から指名する者と
地方公共団体の当局の指名する者との間におい
て行わなければならない。団体交渉に当たって

は、労働組合と地方公共団体の当局との間にお
いて、議題、時間、場所その他必要な事項をあ
らかじめ取り決めて行うものとする。

2 前項の場合において、特別の事情があるとき
は、労働組合は、役員以外の者を指名すること
ができるものとする。ただし、その指名する者
は、当該団体交渉の対象である特定の事項につ
いて団体交渉をする適法な委任を当該労働組合
の執行機関から受けたことを文書によって証明
できる者でなければならない。

3 団体交渉は、前二項の規定に適合しないこと
となったとき又は他の職員の職務の遂行を妨
げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営
を阻害することとなったときは、これを打ち切
ることができる。

4 この条に規定する適法な団体交渉は、勤務時
間中においても行うことができるものとする。

5 第一項又は第二項の規定により労働組合が指
名した職員は、勤務時間中に適法な団体交渉に
参加することについて、地方公共団体の規則で
定めるところにより、任命権者の許可を受けな
ければならない。この場合において、任命権者
は、地方公共団体の行政の運営に支障がないと
認めるときは、これを許可するものとする。

6 地方公共団体の当局は、労働組合と団体交渉
を行ったときは、その議事の概要を、インター
ネットの利用その他の適切な方法により、速や
かに公表しなければならない。

7 職員は、労働組合に属していないという理由
で、第九条第一項第一号から第四号までに掲げ
る事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し
出る自由を否定されてはならない。

第四章 団体協約

(団体協約の範囲等)

第十二条 認証された労働組合と地方公共団体の
当局は、第九条第一項各号に掲げる事項に関し
団体協約を締結することができる。

2 前項の規定により締結しようとする団体協約
に係る事項が地方自治法第八十条の四第二項

の政令で定める事項に該当し、かつ、当該事項
について、普通地方公共団体の委員会又は委員
が当該委員会又は委員の規則その他の規程を定
め、又は変更する必要がある場合においては、
当該普通地方公共団体の委員会又は委員である
地方公共団体の当局は、当該団体協約を締結す
る前に、同項の規定による協議をしなければならない。

(団体協約を締結する地方公共団体の当局等)

第十三条 認証された労働組合と前条第一項の規
定に基づき団体協約を締結することができる地
方公共団体の当局は、第十条各号に掲げる事項
について、それぞれ当該各号に定める者とす
る。

2 第十条第一号に定める者であつて地方公共団
体の長でない者が同号に掲げる事項について団
体協約を締結しようとするときは、あらかじめ
、地方公共団体の長に協議し、その同意を得
なければならない。

(団体協約の効力の発生等)

第十四条 認証された労働組合と地方公共団体の
当局との間の団体協約は、書面をもって作成
し、両当事者が署名し、又は記名押印すること
によってその効力を生ずる。

2 地方公共団体の当局は、認証された労働組合
との間で団体協約を締結したときは、当該団体
協約の内容を、インターネットの利用その他の
適切な方法により、速やかに公表しなければな
らない。

(団体協約の期間)

第十五条 団体協約には、三年を超える有効期間
の定めをすることができない。

2 三年を超える有効期間の定めをした団体協約
は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみ
なす。

3 有効期間の定めがない団体協約は、当事者の
一方が、署名し、又は記名押印した文書によつ
て相手方に予告して、解約することができる。
一定の期間を定める団体協約であつて、その期

間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の
定めがあるものについて、その期間の経過後
も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少なく
とも九十日前にしなければならない。

(団体協約の効力)

第十六条 地方公共団体の長は、第十条第一号に
掲げる事項について団体協約が締結されたとき
は、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反
映させるために必要な条例の制定又は改廃に係
る議案を当該地方公共団体の議会に付議して、
その議決を求めなければならない。

2 第十条第二号に定める者は、同号に掲げる事
項について団体協約を締結したときは、速やか
に、当該団体協約の内容を適切に反映させるた
めに必要な地方公共団体の規則又は地方公共
団体の長等の定める規程の制定又は改廃のため
の措置を講じなければならない。

3 第十条第三号に定める者は、同号に掲げる事
項について団体協約を締結したときは、速やか
に、当該団体協約の内容を適切に反映させるた
めに必要な勤務条件の決定又は変更をしなけ
ればならない。

4 第十条第四号から第七号までに定める者は、
それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協
約を締結したときは、速やかに、当該団体協約
の内容を実施するために必要な措置を講じなけ
ればならない。

(団体協約の失効)

第十七条 団体協約は、次に掲げる場合は、その
効力を失う。

一 前条第一項の条例の制定又は改廃に係る議
案が同項の規定により付議された議会の会期
中(当該議案が地方自治法第九十九条第八項の
規定により閉会中審査に付された場合)にあつ
ては、後会の会期中に、当該条例の制定又は
改廃がされなかった場合(同法第九十九条第
八項の規定により閉会中審査に付された場合
を除く。)

二 団体協約を締結した認証された労働組合の認証が、第五条第七項、第十一項若しくは第十二項若しくは第四十六条第三項の規定により、又は同条第二項の規定による再審査により取り消された場合

2 団体協約は、前条第一項の条例の制定又は改廃に係る議案が議会において修正されて議決された場合は、条例と抵触する範囲において、その効力を失う。

第五章 不当労働行為事件

第一節 審査の手続

(不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始)

第十八条 地方公共団体の当局が、次の各号に掲げる規定に違反したときは、認証された労働組合又は当該各号に定める者は、労働委員会に対し、その旨を申し立てることができる。

一 第八条第一号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員(労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む)。

二 第八条第二号 認証された労働組合の組合員である職員

三 第八条第三号又は第四号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員

2 労働委員会は、前項の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該地方公共団体の当局及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

3 労働委員会は、第一項の申立てが、行為の日(継続する行為にあつては、その終了した日)から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

(合議体による審査)

第十九条 中央労働委員会は、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二十四条の第二項に規定する合議体又は国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十五年法律第 号)第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員(以下「国家公務員担当公益委員」という。)をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもって中央労働委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、公益を代表する委員の全員をもって構成する合議体に、当該事件の審査を行わせる。

2 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員の全員をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合は、公益を代表する委員の全員をもって構成する合議体に、当該事件の審査を行わせる。

3 労働委員会は、前二項の規定による審査について、第二十一条第一項並びに第二十四条において準用する労働組合法第二十七条の四第一項、第二十七条の七第一項(当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除く。)並びに第二十七条の十第二項及び第四項の規定による処分並びに第三十一条の申立てを除き、一人又は数人の労働委員会の公益を代表する委員(以下「公益委員」という。)にその手続の一部を行わせることができる。

4 前三項の規定にかかわらず、労働委員会の使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という)及び労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という)は、それぞれ前条第二項の規定により調査(公益委員の求めがあつた場合に限る。)及び審問を行う手続並びに第二十三条第一項の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十一条第二項及び第二十四条において準用する労働組合法第二十七条の七第四項の規定による行為をすることができる。

5 第一項及び第二項の合議体に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方調整委員)

第二十条 中央労働委員会は、地方調整委員(労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員をいう。以下同じ。)であつて公益を代表するものに、中央労働委員会が行う審査の手続のうち、第十八条第二項の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十三条第一項の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続調査を行う手続にあつては、公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。)に参与することができる。

(救済命令等)

第二十一条 労働委員会は、事件が命令を発するに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」という。)を発しなければならない。

2 調査又は審問を行う手続に参与する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを地方公共団体の当局及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

(救済命令等の確定)

第二十二条 地方公共団体が救済命令等について第三十条第一項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

(和解)

第二十三条 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持し、又は確立するため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。

3 前項に規定する場合において、和解(同項の規定により労働委員会が適当と認めたものに限る。次項において同じ。)に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 労働委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができる。

5 前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。

6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

7 前項の規定による執行文の付与に関する異議についての裁判は、労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に關して必要な事項は、政令で定める。

(不当労働行為事件の審査についての労働組合

う)及び労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という)は、それぞれ前条第二項の規定により調査(公益委員の求めがあつた場合に限る。)及び審問を行う手続並びに第二十三条第一項の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十一条第二項及び第二十四条において準用する労働組合法第二十七条の七第四項の規定による行為をすることができる。

5 第一項及び第二項の合議体に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方調整委員)

第二十条 中央労働委員会は、地方調整委員(労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員をいう。以下同じ。)であつて公益を代表するものに、中央労働委員会が行う審査の手続のうち、第十八条第二項の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十三条第一項の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続調査を行う手続にあつては、公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。)に参与することができる。

(救済命令等)

第二十一条 労働委員会は、事件が命令を発するに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」という。)を発しなければならない。

2 調査又は審問を行う手続に参与する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを地方公共団体の当局及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

(救済命令等の確定)

第二十二条 地方公共団体が救済命令等について第三十条第一項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

(和解)

第二十三条 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持し、又は確立するため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。

3 前項に規定する場合において、和解(同項の規定により労働委員会が適当と認めたものに限る。次項において同じ。)に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 労働委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができる。

5 前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。

6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

7 前項の規定による執行文の付与に関する異議についての裁判は、労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に關して必要な事項は、政令で定める。

(不当労働行為事件の審査についての労働組合

法の準用
第二十四条 労働組合法第二十七条の二から第二十七条の八まで、第二十七条の十、第二十七条の十一、第二十七条の十八、第二十七条の二十四、第二十八条の二及び第三十二条の二から第

三十二条の四までの規定は、不当労働行為事件の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条の二第一項第一号	法人である当事者の代表者	当該当事者である地方公共団体の長その他の執行機関（執行機関として置かれる委員会の場合にあつては、当該委員会の委員）若しくは議会の議長若しくは当該当事者である地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の役員
第二十七条の六第二項第三号	第二十七条の十二第二項	地方公務員の労働関係に関する法律第二十一条第一項
第二十七条の七第二項	事業者の事業上の秘密	地方公務員の職務上の秘密
第二十七条の二十四	第二十二条第一項の規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の七第一項第一号
第二十八条の二	第二十七条の八第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の八第一項
第三十二条の二第一号	第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の七第一項第一号
第三十二条の二第二号	第二十七条の七第一項第二号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の七第一項第二号
第三十二条の二第三号	第二十七条の八（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の八
第三十二条の三	第二十七条の八第二項（第二	地方公務員の労働関係に関する

第三十二条の四	十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	法律第二十四条において準用する第二十七条の八第二項
	第二十七条の十一（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の十一

（民事訴訟法の準用）
第二十五条 民事訴訟法平成八年法律第九号（第九十六号、第九十七号及び第二百一十一号）第二項から第四項までの規定は労働委員会が証人に陳述させる手続について、同法第二百一十号において準用する同法第二百一十一号の規定は労働委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。
（不服申立ての制限）
第二十六条 第十条各号に定める者及び職員に係る処分であつて第八条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
（再審査の申立て）
第二十七条 地方公共団体は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができ、ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第四十六条第二項の

規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。
2 前項の規定は、認証された労働組合又は第十八条第一項各号に定める者が中央労働委員会に對して行う再審査の申立てについて準用する。
（再審査と訴訟との関係）
第二十八条 中央労働委員会は、第三十条第一項の訴えに基づく確定判決によつて都道府県労働委員会の救済命令等の全部又は一部が支持されたときは、当該救済命令等について、再審査することができない。
（再審査の手続についての準用）
第二十九条 第十八条第二項、第十九条（第二項を除く）、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定並びに労働組合法第二十七条の二から第二十七条の八まで、第二十七条の十第三項から第六項まで、第二十七条の十一、第二十七条の十八、第二十七条の二十四、第二十八条の二及び第三十二条の二から第三十二条の四までの規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条の二第一項第一号	法人である当事者の代表者	当該当事者である地方公共団体の長その他の執行機関（執行機関として置かれる委員会の場合にあつては、当該委員会の委員）若しくは議会の議長若しくは当該当事者である地方公務員の労働関係に関する法律第五条
---------------	--------------	---

第二十七条の二第一項第四号	とき	第七項に規定する認証された労働組合の役員
第二十七条の六第二項第三号	第二十七条の十二第二項	とき又は事件について既に発せられている都道府県労働委員会の地方公務員の労働関係に関する法律第二十一条第一項に規定する救済命令等に関与したとき
第二十七条の七第二項	事業者の事業上の秘密	地方公務員の労働関係に関する法律第二十一条第一項
第二十七条の二十四	第二十二条第一項の規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の職務上の秘密
第二十八条の二	第二十七条の八第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の労働関係に関する法律第二十九条において準用する第二十七条の八第一項
第三十二条の二第一号	第二十七条の七第一項第一号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の労働関係に関する法律第二十九条において準用する第二十七条の七第一項第一号
第三十二条の二第二号	第二十七条の七第一項第二号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の労働関係に関する法律第二十九条において準用する第二十七条の七第一項第二号
第三十二条の二第三号	第二十七条の八(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の労働関係に関する法律第二十九条において準用する第二十七条の八
第三十二条の三	第二十七条の八第二項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の労働関係に関する法律第二十九条において準用する第二十七条の八第二項
第三十二条の四	第二十七条の十一(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の労働関係に関する法律第二十九条において準用する第二十七条の十一

第二節 訴訟
(取消しの訴え)

第三十条 地方公共団体が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の

申立てをしないとき又は中央労働委員会が救済命令等を出したときは、地方公共団体は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。この期間は、不変期間とする。

2 地方公共団体は、第二十七条第一項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第三十九号)第十二条第三項から第五項までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、認証された労働組合又は第十八条第一項各号に定める者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。

(緊急命令)

第三十一条 前条第一項の規定により地方公共団体が裁判所に訴えを提起した場合において、受審裁判所は、救済命令等を出した労働委員会の申立てにより、決定をもつて、地方公共団体に對し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

(証拠の申出の制限)

第三十二条 労働委員会が第二十四条又は第二十九条において準用する労働組合法第二十七条の七第二項に規定する物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかった者(審査の手續において当事者でなかった者を除く。)は、裁判所に対し、当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するためには、当該物件に係る証拠の申出をすることができない。ただし、物件を提出しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

第一節 通則

(関係当事者の範囲)

第三十三条 この章に規定する手續における関係当事者は、地方公共団体の当局及び認証された労働組合とする。

(特別調整委員)

第三十四条 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に、関係当事者の間に発生した紛争であつて第十二条第一項の規定に基づき団体協約を締結することができる事項に係るもの(以下「団体協約の締結に係る紛争」という。)に係る調停又は仲裁に参与させるため、中央労働委員会にあっては厚生労働大臣が、都道府県労働委員会にあっては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。

2 中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、厚生労働大臣が、都道府県労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。

3 特別調整委員は、地方公共団体の当局を代表する者、職員を代表する者及び公益を代表する者とする。

4 特別調整委員のうち、地方公共団体の当局を代表する者は地方公共団体の長等の推薦に基づいて、職員を代表する者は認証された労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者委員(中央労働委員会にあっては、国家公務員担当使用者委員(国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員をいう。次条及び第四十条第二項において同じ。))及び労働者委員(中央労働委員会にあっては、国家公務員担当労働者委員(同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員をいう。次条及び第四十条第二項において同じ。))の同意を得て、任命されるものとする。

5 特別調整委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

6 都道府県労働委員会の特別調整委員又は特別

調整委員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

7 特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

(中央労働委員会における事務の処理)

第三十五条 中央労働委員会が第三十七条第一項、第三十八条第三号及び第四号並びに第四十三条第四号の労働委員会の決議、第三十七条第二項の労働委員会の同意その他政令で定める労働委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 あつせん

(あつせん員候補者)

第三十六条 労働委員会は、あつせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

2 あつせん員候補者は、学識経験を有する者で、この節の規定に基づいて、団体協約の締結に係る紛争の解決について援助を与えることができる者でなければならぬ。この場合において、当該労働委員会の管轄区域内に居住していることを要しない。

(あつせんの実施等)

第三十七条 労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、労働委員会の会長が前条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は労働委員会の同意を得て労働委員会の会長が委嘱するあつせん員によって行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委

員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

4 あつせん員(労働委員会の委員及び地方調整委員である者を除く)は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 都道府県労働委員会のあつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

6 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせんについて準用する。

第三節 調停

(調停の開始)

第三十八条 労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が労働委員会に調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて労働委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、労働委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 労働委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。

五 地方公共団体の長(当該団体協約の締結に係る紛争の関係当事者の一方が地方公共団体の当局(当該地方公共団体に係るものに限る。)である場合に限る。)が、公益上特に必要があると認める場合において、労働委員会に調停の請求をしたとき。

(労働委員会による調停)

第三十九条 労働委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によって行う。

(調停委員会)

第四十条 調停委員会は、公益を代表する調停委

員、地方公共団体の当局を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員で組織する。ただし、地方公共団体の当局を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は公益委員(中央労働委員会にあっては、国家公務員担当公益委員)又は公益を代表する特別調整委員のうちから、地方公共団体の当局を代表する調停委員は使用者委員(中央労働委員会にあっては、国家公務員担当使用者委員)又は地方公共団体の当局を代表する特別調整委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働者委員(中央労働委員会にあっては、国家公務員担当労働者委員)又は職員を代表する特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(報告及び指示)

第四十一条 労働委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(労働関係調整法の準用)

第四十二条 労働関係調整法第二十二條から第二十五條まで、第二十六條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

第四節 仲裁

(仲裁の開始)

第四十三条 労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方が労働委員会に仲裁の申

請をしたとき。

二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて労働委員会に仲裁の申請をしたとき。

三 労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が労働委員会に仲裁の申請をしたとき。

四 労働委員会が、あつせん又は調停を行つていない事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

五 地方公共団体の長(当該団体協約の締結に係る紛争の関係当事者の一方が地方公共団体の当局(当該地方公共団体に係るものに限る。)である場合に限る。)が、公益上特に必要があると認める場合において、労働委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第四十四条 労働委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によって行う。

2 仲裁委員会は、労働委員会の会長が公益委員(中央労働委員会にあっては、国家公務員担当公益委員)又は公益を代表する特別調整委員のうちから指名する三人以上の奇数の仲裁委員で組織する。

3 仲裁委員会は、仲裁裁定を行ったときは、当該仲裁裁定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

4 労働関係調整法第三十一條の三から第三十三条まで及び第四十三條の規定は、仲裁委員会、仲裁及び仲裁裁定について準用する。この場合において、同法第三十一條の五中、使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員とあるのは、「地方公共団体の当局を代表する委員(中央労働委員会にあっては、国家公務員の労働関係に関する法律第二十條第三項に規定する国家公務員担当使用者委員)又は地方公務員の労働関係に関する法律第三十四條第一項に規定する特別調整委

員及び職員を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第二十條第三項に規定する国家公務員担当労働者委員)又は地方公務員の労働関係に関する法律第三十四條第一項に規定する特別調整委員」と読み替えるものとする。

(仲裁裁定の効力)

第四十五條 仲裁裁定があつたときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第十五條第三項及び第四項、第十六條並びに第十七條の規定を適用する。

第七章 雜則

(中央労働委員会の管轄等)

第四十六條 中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件の処理であつて、第五章第一節及び前章の規定に基づくものについて、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五條第五項及び第七項並びに第二十一條第一項の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができ、この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

3 中央労働委員会が第五章第一節及び前章に定める手続を行う場合において、認証された労働組合が労働組合でなくなつたとき又は認証された労働組合について第五條第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたときは、中央労働委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。

4 第五條第二項から第四項まで、第八項、第九項及び第十四項並びに第六條の規定は、前二項の規定により中央労働委員会が労働組合の認証に係る処分をしようとする場合について準用す

る。この場合において、同條第一項中「公益を代表する委員(以下この項及び次項において「公益委員」という。)の全員」とあるのは「労働組合法第二十四條の二第一項に規定する合議体又は国家公務員の労働関係に関する法律第六條第一項に規定する国家公務員担当公益委員」と、「処分とする」とあるのは「処分とすることができ」と、「適当である」と認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人」とあるのは「適当でない」と認められる場合は、公益委員の全員」と、「行わせることができる」とあるのは「行わせる」と読み替えるものとする。

5 中央労働委員会は、第二項又は第三項の規定により認証を取り消したときは、その旨を当該認証をした都道府県労働委員会に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた都道府県労働委員会は、中央労働委員会が認証を取り消した旨を告示しなければならない。

6 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、この法律の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。

(行政手続法の適用除外)
第四十七條 この法律の規定により労働委員会がする処分第五條の規定による処分を除き、第十九條第三項の規定により公益委員がする処分及び第二十條の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)
第四十八條 この法律の規定により労働委員会がした処分(第五條の規定による処分を除き、第十九條第三項の規定により公益委員がした処分及び第二十條の規定により公益を代表する地方

調整委員がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)

第四十九條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、地方公務員法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号。以下「平成二十五年地方公務員法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條並びに次条及び附則第七條の規定
平成二十五年地方公務員法改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二條第一号ロ、第四條第二項及び第三項並びに附則第三條の規定
平成二十五年地方公務員法改正法の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(重要な行政上の決定を行う職員等の認定及び告示のための準備行為)

第二條 都道府県労働委員会は、前條第二号に掲げる規定の施行の日前においても、同日における第二條第一号ロ又は第四條第二項の規定による事務に関し必要があるときは、地方公共団体の長等に対し、資料の提出を求めることができる。

(労働組合の認証等に関する経過措置)
第三條 第五條第五項の規定による認証を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同條の規定の例により、認証を申請することができる。

第四條 前條の規定により施行日前において認証を申請した登録職員団体(この法律の施行の際現に平成二十五年地方公務員法改正法第二條の

規定による改正前の地方公務員法(以下「旧地方公務員法」という。))第五十三條の規定により登録されている職員団体をいう。次項及び附則第六條第一項において同じ。は、施行日までに前條の規定による申請に対する処分がない場合には、施行日において、認証された労働組合となるものとする。

2 前項の規定は、第二條第一号ロに掲げる者が加入する登録職員団体については、適用しない。

3 第一項の規定により認証された労働組合となつたもの(次項において「移行認証労働組合」という。)の認証は、前條の規定による申請に対する処分があつた日にその効力を失う。

4 前項の規定によりその認証が効力を失つた移行認証労働組合が締結した団体協約は、当該認証が効力を失つた日にその効力を失う。ただし、前條の規定による申請に対し当該移行認証労働組合が認証されたときは、この限りでない。

第五條 施行日までに旧地方公務員法第五十三條第九項又は第十項の規定により人事委員会又は公平委員会に対してされている届出は、当該人事委員会又は当該公平委員会の属する地方公共団体の主たる事務所を管轄する都道府県労働委員会に対してされた第五條第十項又は第十二項の規定による届出とみなす。

(労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置)
第六條 この法律の施行の際現に旧地方公務員法第五十五條の二第一項ただし書の許可を受けている職員(当該職員の属する登録職員団体が、施行日において、第五條第五項又は附則第四條第一項の規定により認証された労働組合になつた場合に限る。)は、施行日において、第七條第一項ただし書の許可を受けたものとみなす。この場合において、同項ただし書の許可を受けたものとみなされた職員に係る当該許可の有効期間は、旧地方公務員法第五十五條の二第一項た

だし書の許可の有効期間の施行日における残存期間とする。

2 旧地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する登録を受けた職員団体の業務に専ら従事した期間は、第七条の規定の適用については、同条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

3 第七条の規定の適用については、地方公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で地方公共団体の規則で定める期間」とする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項ただし書及び第五号を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「も前二項」を

第一類第二号 総務委員会議録第十三号 平成二十六年四月八日

「も第一項及び第二項並びに前項の規定によりその例によることとされる国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二百一条第一項に、

「そのかし」を「唆し」に、「が前二項を」がこれらに、「なんらか」を「何らか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、職員の政治的行為の制限については、国家公務員の例による。

第六十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「三万円」を「五十万円」に改める。

第六十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「十万円」を「百万円」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第三十六条第一項若しくは第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)又は第三十六条第三項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)によりその例によることとされる国家公務員法第二百一条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

第二号 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条中「前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条を」同法第三十一条から第三十八条まで」に改める。

第三十一条第一項中「国家公務員法」の下に「(昭和二十二年法律第二百十号)」を加える。

(地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正)

第三条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を削る。

附則第五項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項を削り、同条第三項の表第三十六條第二項各号列記以外の部分の項及び第三十六條第二項第五号の項を削り、第五十三條第三項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第九十条第五項中「第五十三條第三項から第六項」を「第五十三條第二項から第五項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第四項から第六項」を「同条第三項から第五項」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第六条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の九第一項第五号中「(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三條第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第三項中「第二号、第四号及び第五号」を「及び第三号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方公務員法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち地方独立行政法人法第五十三條第三項の表の改正規定中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の前である場合には、前条の規定は、適用しない。

理由

地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年五月二日印刷

平成二十六年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F